

反障害通信

25. 2. 18

166号

コモン(=共有性)ということ

コモンは一般に「共有材」と訳されているようなのですが、わたしは「共有性」と意識しておきます。これは一個二個と数えられる「もの」ではなく、「性」としての「こと」なのです。

一般的な「コモン」の概念

「コモン」という言葉は古くから使われているのですが、最近のトピックとしての「コモン」というのはパリの水道事業を民営化したことで支障がおきていたことを、賠償金を払っても公営化に戻した、インフラのコモンとしてのとらえ返しとして起きていたことで、この「コモン」という概念が焦点化されていました(註1)。これはミュニシパリズムという地方から攻め上がるというイメージの新しい地方自治の概念として、杉並区政の試みが始まっています。世界的にはバルセロナ・コモンの試みが出ています。新自由主義は公的なことをどんどん民営化していきました。そういう中で、民衆の生きがたさが増してきました。そういう中でのコモンの突き出しです。

旧くは「入会権」や「共同体」としての「コモン」

マルクスの初期の著作に「木材窃盗取締法に関する討論」(大月版「マル・エン全集」第一巻 126P～)があります。「入会権」ということの慣習の中で、料理や暖をとる薪などを近くの「里山」で採っていたのを、窃盗として取り締まる法律を作ったことへのマルクスの批判です。これは今日的には、資本主義の出発点における本源的蓄積論としても押さえられています。一方、後期マルクスの『資本論』執筆に併行した共同体研究があります。アメリカ先住民の研究をしたモルガンの『古代社会』のノートやロシアやインドの共同体の研究、そのことを通した「コモン」ということの追求ともおさえられることです。これは「原始共产制」やそのことが、将来的なコモンの追求の可能性という論考に繋がります。これは今日的には、新自由主義的グローバリゼーションの進行ということを経続的本源的蓄積論(註2)として押さえる中で、差別なしには資本主義は継続できないこととしての、様々な差別の横行をとらえ返し、もはや、反差別論的には資本主義の止揚しかないのだと結論づけられてきています。

「自然」という「コモン」

ひとは地球という「自然」(註3)の中に生き、その「自然」のなかで、動物は空気(酸素)を吸い、空気(二酸化炭素)を吐きだし、植物がそれを光合成で酸素に変えて生き、植物を食べる動物、ひとはその植物と動物を食べ、死んでは細菌類がそれを土に返していくという壮大な物質代謝の中で生きています。「自然」そのものが壮大なコモンなのです。

今日、自然エネルギーということがトピックになっていますが、古くから風車・水車など使われてきたのです。風や水、太陽、地熱、・・・コモンの的に扱われてきました。コモン

的なことの崩壊は農業から始まるとされていますが、大規模灌漑はコモン的になされてきましたし、農業でもいきなり土地所有として進んだわけではありません。占有を廻すという制度もありました。前項で書いたように、土地の共有制度も部分的にはかなり近代までみられました。

さて、「自然の恵み」ということなくして、ひとの生などありえないのです。わたしはそもそも宗教（註4）には批判的ですが、そもそも、自然宗教——アニミズムは、自然への畏怖というところから始まっています。

今日、環境汚染問題が拡がり、そもそもひとが生きる基盤自体を、資本主義の「我が亡き後に洪水よ来たれ」の精神で破壊していっています。そういう中で、今日自然エネルギーにシフトしていっているのですが、意味不明の批判が起きてきています。反原発の運動を進めるひとたちの間で、自然エネルギー批判が起きているのです。実は、これはどんなことでも、資本主義の金儲け主義で、大量生産性ということでの弊害としておきていることで、このあたりはきちんと整理していくことです。

協働的連関態におけるコモン

そもそも、ヒトは生まれてすぐは一人で生きられない動物として、協働する動物としてひととなり、社会（註5）を形成してきました。今日、資本主義の労働は大規模機械制工場労働として発展を遂げ、そこではひとりでやる労働ではなく、まさに協働として進行してきました。それは共時的だけでなく、通時的な協働連関として歴大なインフラを築き、また次項に書く知の集積も為し得たのです。今日コロナを契機に、リモートワークがひろがり、一人で仕事をしているとか称するひとがいそうですが、そのリモートワークにかかせないパソコン、旧くは鉛筆や紙、ボールペンなど自分でつくったのでしょうか？ まさに協働的連関のなかでひとは生きています。さて、こんなことを書いていると、現在の資本主義の社会のしくみというところから、社会契約説や労働の対価として賃金をもらうしくみとかの話をしてくるひとがいそうですが、そもそもその資本主義社会の仕組みをきちんと押さえたマルクスが、他の思潮の流れのサルトルやデリダから、現代社会（＝資本主義社会）では乗り越え不可能な思想として提起されていること、そして、もはやいろいろな社会矛盾が、資本主義社会では解決不能な問題として出てきていることをおさえねばなりません。

「知的集積」という「コモン」

ひとは歴大な知の集積を果たしてきています。それは書籍や今日的にはインターネット空間で、資本主義社会ではさまざまな商品として現れているのですが、そもそもその知の集積は言語をぬきにして考えられません。その言語は、一部商標とか屋号という言語はあるにせよ、パロール的言語に私的所有権を主張するひとはいません。まさにパロール的言語はコモンなのです。そこからエクリチュールには著作権も一部発生するとしても、言語は誰が作ったかはもはや不明になっている、なっていくコモンなのです。「知の集積」の積み重ねは、それを元にして少しずつ積み重ねていきます。ひとが知の歴大な集積に上書きしていくことにおいて、ひとりひとりの「貢献」なることはほんのわずかで、元々の歴大な著作権なるものを設定するとしたら、著作権など成立しなくなります。コモンとしておさえ共有化していくことで、そもそも著作権や特許などももはや無効になっている

上で成り立っています。そもそも著作権や特許などを設定することによって、厩大な矛盾を生み出していっています。資本主義の矛盾の核心的なことになっています。

「能力」というコモン

さて、「能力」ということがこの社会（資本主義社会）では、労働力の商品化ということで、個人が「能力」もっているものとされているのですが、そのことへの批判的論考が出ています（註6）。実は、これについては、個々の意識を個人がもっているとする「意識の各私性の命題」があり、そのことからとらえ返す作業が必要になります（註7）。これについては差別の問題のとらえ返しの中で、「空気を吸うようにその社会の中にある差別意識をとりこんでしまう」という提起もされていました。そして、教育課程からして、成績の序列化にさらされ、競争原理に囚われていきます。そして、逆にそのことから、能力は個人がもっているものだという錯誤が起きてきています。勿論、反差別という観点からの自らの差別性への切開の作業も起きてくるのですが、総体的相対的に差別的なところに組み込まれていきます。

さて、今日生成AIなるものが生み出されていて、そもそも「能力」ということが自動生産されていく自体も生まれてきています。「総体的相対的」としてのコモンということになります。

ですが、そもそもデジタル化やそのことを含む科学技術の「発達」ということは無条件に賛美できず、むしろその弊害が指摘されています。

コモンを破壊する私有財産制

資本主義の精神は「我が亡き後に洪水よ来たれ！」で、まさに環境汚染やバイオテクノロジーがひとの優生思想的選別に寄与することやひとのモノ化となど科学技術の負の側面が出てきています。つい最近では、新型コロナワクチンの副反応やマイナ保健証での強引な推進で、全体主義的なAI技術の波及を図り、そこでの混乱が渦巻き、いろいろな問題が起きてきています。

最もAIが活用されるのが戦争の道具になっていることがありますし、情報操作ということで、むしろ恐ろしさということがつきまっています。権力支配ということの止揚なしには、むしろ弊害しか生み出さなくなるのかもしれないかもしれません。すべての技術が商品化されることが、ひとのモノ化、ひとの命や生活の軽視という方向へ働いていく側面が出てきています。資本主義——私有財産制の止揚なしには、むしろ矛盾が拡大していくことしか生み出さないのです。コモンということが今、問われているのです。

（註）

1 「たわしの読書メモ・・・ブログ 621／・岸本聡子『水道、再び公営化！ 欧州・水の闘いから日本が学ぶこと』集英社（集英社新書）2020」「たわしの読書メモ・・・ブログ 622／・岸本聡子『私が見つかったコモンと民主主義——日本人女性移民、ヨーロッパのNGOで働く』晶文社 2022」「たわしの読書メモ・・・ブログ 675／・斎藤幸平・松本卓也編著『コモンの「自治」論』集英社 2023」参照。

2 これはローザ・ルクセンブルク概念です。本源的蓄積は資本主義は「困り込み」やさまざまな収奪を伴って発足したというマルクスの概念ですが、ローザは、資本主義はす

ぐに拡大再生産を必要として、継続的本源手蓄積をなしてきたということがあり、それは「帝国主義的」植民地支配をもたらし、さらに。ポストコロニアリズムにおいて、「<帝国>のグローバリゼーション」という収奪の構造を生みだし、さらに、グローバリゼーションが世界を覆うに至って、さまざまな差別という中での収奪を伴って成立している、としています。まさに継続的本源的蓄積なのです。差別は階級支配の道具（レーニンの差別規定）というよりも、むしろ必須的に差別を内包して成立しているという規定です。

3 今日的に、自然と社会——歴史とは明確に分離できることではなく、「歴史化された自然——自然化された歴史」として立ち現れるのです。

4 宗教の押さえと批判については次号巻頭言で展開します。

5 社会という概念はひとだけでなく、動物においても押さえうることを、今西錦司さんが展開しています。

6 実は、読書メモが溜まっていて、まだアップ出来ていないのですが、「たわしの読書メモ・ブログ 688 / ・竹内章郎『いのちと平等をめぐる 13 章——優生思想の克服のために』生活思想社 2020」次々号に掲載予定ですが、先取りの挙げておきます。

7 「意識の各私性の命題」については、廣松渉さんというひとが、そこから哲学のアポリア（論難）が生まれていることを指摘しているのですが、廣松渉さんはカントの先験的演繹論を自らの共同主観性論から読み解き、前項の知的集積ということから、ひとが教育課程でその知の集積をインプットし、また書籍やインターネット空間からも日常的営為において情報をえて行きます。そういうなかで役割分掌という協働連関態の中に社会化し、実践的に情報を得ていくのです。まさに「知の集積」・情報はコモンなのです。カントの先験的演繹論や廣松共同主観性論をコモンというところから読み解くことができるのです。

(み)

（「反差別原論」への断章）(96) としても）

HP 更新通知・掲載予定・ブログのこと

◆「反障害通信 166 号」アップ(25/2/18)

◆「反差別資料室C」の「文献室」、新しい本の購入や読書に合わせて、今年5月の末に1年余ぶりにリアップしました。

◆メインホームページ「反障害－反差別研究会のHP」のIV. F[廣松ノート]
<http://www.taica.info/hiromatunote.html>に『物象化論の構図』をアップしました。

◆「反差別資料室C」で、「B.「反差別原論」断章」に掲載していた原稿の内、反原発・反核問題に関説している論考を重複させて、「E.反原発・反核」にも掲載しました。最初の（）内数字が、「E.反原発・反核」の通し番号、次の(8)以降の（）内数字が、「B.「反差別原論」断章」の通し番号です。ちなみに、最後の数字は、所収している「反障害通信」の号数です。

◆『反障害原論——障害問題のパラダイム転換のために——』の校正を追加しています。

[adbs-c4.pdf](#)

読書メモ

連載中の「廣松ノート（7）」の『存在と意味』の6回目です。

たわしの読書メモ・ブログ 685 「廣松ノート（7）」

・廣松渉『存在と意味 1—事的世界観の定礎』岩波書店 1982（6）

第二篇 省察的世界の問題構制

第二章 判断的形象の意味構造と命題的事態

第一節 概念形成の論理構制

（この節の問題設定—長い標題）「概念」は古典的な認識理論においては「認識」の基本的・基礎的な単位として認証されてきたものである。しかしながら、認識の分子的基本単位はむしろ「判断」であって、概念は判断の構造的契機が自存的な形象とみなされたものにすぎない。——われわれ自身の見地にとっては資料的与件と形相的所識との等値化的統一態である「判断」成態こそが基礎単位であるとはいえ、伝統的な思念を内在的に止揚するためにも、爰では「概念」の次元に留目するところから始め、いわゆる概念形成理論（帰納的抽象の理論）のアポリアを追認しつつ、イデアールな形象（「ゲビルデ」のルビ）たる「概念」的内包の「函数的性格」を追認し、「概念」が既にして判断的構造成態であることを確説しておこう。」 203P

第一段落—概念—判断成態の伝統的思念に溯って既成の理説をも配視する 263-7P

（この項の問題設定）「概念」は伝統的思念においては、既成的に分節化している諸個体（“個体化”された“性質”をも含めて）から「帰納的抽象」（inductive abstraction）の手続によって抽出的に措定された普遍者（universal）であるものとみなされてきた。そして、そのような“概念”の結合（分離）によって判断としての判断が成立するものと思念それ、その意味において、概念こそが判断的認識の基礎単位であるものと了解されるのが常套であった。昨今では、しかし、「概念」は却って判断的措定の一結節ともいふべき二次的成態とみなすのが学理的省察における“常識”であろうかと想われる。但し、概念の何たるかを積極的に規定する段になると論者ごとに岐れる部面が多く、定説を追認するという流儀で議論を運びうる状況にはない。茲では、それゆえ、既成理論を相対化しつつわれわれ自身の地歩表明するためにも、一旦は伝統的な思念にまで遡って既成の理説をも配視するという迂路を介したいと念う。」 263-4P

（対話①）「偕、学理的省察の伝統を顧みるとき、類・種的な普遍者としての概念は、諸個体の分類的整序と相即的に、「帰納」的抽象によって抽出的に劃定されるものと思念されているが、果たして概念は「帰納」によって成立するものであろうか？ そもそも、いわゆる「帰納」とは、果たして、個別的諸定在ないし個別的諸表象から普遍的概念を導出・形成する手続になっているであろうか？ 結論から先に誌せば、いわゆる帰納は却って“抽出”さるべき当の概念的普遍態の既知性を論理的に前提するという循環的先取（註）を犯すものであり、概念は帰納的手続を通じて形成されるわけではない。——まず、いわゆる帰納的抽象の手続が、今から抽出すると称する概念内容（Inhalt＝論理学に謂う概念の「内包」）を既に知ってしまったという循環的先取を犯す所以となっていることを簡略に指摘しておこう。或る概念、例えば「果物」という概念を“帰納的に抽出”するためには、一群

の個別的な対象的与件を比較校合して「共通にして且つ本質的な規定性」を抽出する作業、裏返して言えば、「特個にして偶有的・非本質的な規定性」を捨棄する作業が要件をなす。けれど、この抽象・捨象の作業を通じて概念内容をなす本質的規定性が確定・抽離される次第だからである。ところで、しかし、この比較校合の作業にとって与件たるべき一群の対象はどのようにして選定されたのであるか。任意の対象をアト・ランダムに寄せ集めて比較校合したのでは、果物なら果物という所求の概念的内容を確定しうる運びにはならない。果物という概念を“抽象”するためには、リンゴ、ナシ、イチゴ……という一定の対象群をあらかじめ選んでおいて、その選定された一定の対象群を比較校合するのでなければならぬ。では、当の選定的蒐集は何を規準にしておこなわれるのか。リンゴ、ナシ、イチゴ、パイナップル……を選取し、ダイコン、イシコロ、ネコ、テレビ……を排除して、比較校合、帰納的抽象のための与件群の一範囲を決定するという前段的作業において、既に果物であるものと果物でないものとの判別がおこなわれているのが実情であり、そのさいの選別基準はまさしく「果物」という唯今から帰納的に抽出・確定されるという触れ込みの「当の概念」なのである！」 264・5P

(註) この字は「あなかんむり」が付いているのですが、その漢字がどうしても探し出せません。「先取」となっているところもあるので、「取」としておきます。以下「取」は同じ。

(小さなポイントの但し書き)「ここにおいて論者たちは、比較的校合の対象を選定するに際して、暗黙の基準として既知なのは“果物”というものに関する漠然たる表象であって、それまだ明確な概念ではない、と言って弁解することであろう。成程、実情はそうかもしれない。だが、そうだとすると、概念形成の本趣は、比較校合による帰納的抽出というところにあるのではなく、既に持合わせている「漠然たる表象」(今の例でいえば“果物”という表象)を概念的に明確化・確定化することにある、という仕儀になろう。そこでは、比較校合は「漠然たる表象」というかたちで既に持合わせている“概念”を明確化・確定化するための副次的手段であって、“概念”そのものを形成するための基本的・本質的な手続ではないことになってしまう。溯って、そもそも、漠然たるかたちにおいてであれ、当の“概念”をいかにして形成したのであるか。論件はここに移行する。ここで、帰納的抽象による旨を云々しようとするれば、無限溯行に陥る。“漠然たるかたちで既知”と認めてしまったのでは、帰納的抽象によって概念が形成されるという論者たちの“概念形成論”が崩れてしまうのである。」 265P・・・共同主観性論へ

(対話②)「帰納的抽象理論の論理構制では、こうして、帰納的に比較校合する与件群の選定という前段的作業場面において既に今から“抽出”さるべき“概念”の内容を“選別基準”としてあらかじめ持合わせていなければならないという先取的循環論法に陥る。このさい、論者たちは、果物なら果物と呼ばれる対象群(論理学に謂う「外延」Umfang)に「共通で本質的な規定性」を抽出しようというのであるから、共通性を確認・保証するために当該概念の全外延(今の例で言えば「果物」と呼ばれうるものの全範囲)を比較校合・抽象・帰納に先立ってあらかじめ知っているのだからなければならないのであるが、帰納的作業に先立っての全外延の既知というこの要求については、ここでは深追いしないことにしよう。論者たちの先取的循環は、比較校合すべき外延的对象群の事前的選別という場面だけでなく、論

者たちの謂う帰納的な抽象・捨象の手續そのものの場面においても存立する。今、或る概念、例えば「果物」の全外延が選定済みで、これから帰納的な抽出・捨棄の作業が遂行されるものとする。抽出されるのは、単なる共通規定ではなく、本質的な規定性でなければならない。ところで、対象において見出される或る規定性が、本質的なものであるかそれとも偶有的なものにすぎないか、つまり、抽出的に残留せしめらるべきものであるかそれとも捨棄的に排除さるべきものであるか、これの認定は何を基準にしておこなわれるのか。要言すれば、帰納的抽象は何を判断基準にして遂行されるのか。対象に見出されるあれこれの規定性は、それ自身をいかに精査しても、それ単独では、当面の脈絡において本質的であるか非本質的であるか、いずれとも判定しようがない。例えば、眼前に見出される同じ「赤い」という規定性であっても、「赤いリンゴ」という概念規定を抽出するさいには残留せしめらるべき本質的一規定性であるが、「リンゴ」とか「果物」とかいう概念を“帰納的に確定”するさいには排却して差支えない偶有的一規定である。本質的であるか偶有的であるか、抽出すべきか捨棄すべきか、これの判定は今どの概念を帰納・抽象しようとしているかに応じて変わるのであり、その判定基準なるものは結局のところ当該概念の内容(論理学に謂う「内包」Inhalt)そのものを措いては他にない。畢竟するに、概念の内包帰納的に抽出・確定しようとしているにもかかわらず、抽出・確定さるべき内包的規定性が帰納的選別の基準として先行的に既知でなければならないという先取的循環に陥ってしまうのである。こうして、概念の形成を「帰納的抽象」によって説こうとする伝統的な概念理論は、謂うところの“帰納的抽象”の外延の選定基準ならびに内包の選別基準として、抽出・確定さるべき当の概念を先行的に知っていなければならないという先取・循環を犯すものであり、論理構制上、概念形成理論としては妥当しえない。」265-6P

(対話③)「概念」は、右にみた論理構制からして、いわゆる「機能的手續」によって形成されるものではない。概念はいわゆる機能的手續に先立って既に“形成”されている或るものなのである。概念的普遍態は、そもそも、機能的抽象によって、導出・形成されうるものではない。それでは、概念的普遍態の実態はいかなるものであるか？ 帰納的抽象論者たちが“漠然たる表象”のかたちで既知とする“概念”の実態は何か——われわれは前篇での行論中、詞の「被表的意味」および「被示の意味」なるものについて論定しておいたが、基本的な大枠として言えば、「概念的內包」とは詞の「被表的意味」にほかならず、「概念的の外延」とは詞の「被指の意味」にほかならない。帰納的抽象論者たちが“漠然たる一般表象”というかたちで思念するところのものは、単なる「表象」ではなくして、後述のゲシュタルト的意味形象ないしは日常的な詞の被表的意味というイデアールな「意味的所識」なのである。——なるほど、学理的概念と呼ばれるものは、日常的な詞の「被表的意味」とは概念内容を異にし、また、日常的詞の「被示の意味」とは外延を同じくしないのが通例である。しかしながら、学理的概念なるものは、日常的概念における内包的規定性中の特定諸契機を洞觀的(einsichtlich)に顕揚しつつ、日常的概念を改鑄し、それを準繩として外延を規定し直すという仕方で形成されたものであり、日常的概念として上架されたものにすぎない。——われわれは勝義の「概念」は「言語的能記—言語的所記」成態の次元に属するものとして扱う。がしかし、概念の形成機序に留目するとき、ゲシュタルト次元で「較認」的同定される意味的所識態(前篇第一章第三節参照)をも一種の概念態とし

て容認するに吝かでない。概念的意味形象はゲシュタルト的意味形象の一斑なのである。概念内包が「函数態的普遍」としての存在性格を呈するの、それがゲシュタルト的な意味的所識態であることと相即する。」266-7P

第二段落——帰納的抽象理論の批判的“克服”の上に立つ理説を把え返し論判する
267-76P

(前項の復習)「概念(内包)は、対象群において見出される具象的な規定性のうちの或るものを抽出的に残留させ或るものを捨棄的に排却するという仕方で形成されたものではなく、対象的規定態をゲシュタルト的に較認・同定しつつ函数態的にイデアリジーレンする過程(この過程そのものは即自的・無自覚的でありうるが、既に言語的活動によって媒介されているのが実情である)を通じて形成されたもの(そして、それが言語的能記に対する所記となっている)であるが故に、函数的な可能性を有ち、被示の意味として呈示されうる与件に対する向妥当性(具体的な与件の対象に対するいわゆる適用性)を保有する。」267-8P

(この項の問題設定)「われわれは茲で、われわれ自身の概念観の特質を対自化する含みにおいても、帰納的抽象理論の批判的“克服”の上に立つ若干の理説を顧慮しつつ、われわれなりの論判を挿んでおこう。」268P

(対話①—第一に・最初に)「最初にまず、いわゆる「代表説」ならびに「使用説」に一顧を払っておくのが順序かと思う。「概念」が或る「普遍者」「一般者」(etwas Allgemeines)を表現するものと考え、その「普遍者」が「一般表象」(general idea)というかたちで保有されていると考える伝統的な想念に対する批判として「代表説」ならびに「使用説」が登場する。これらの理説は、一般表象なるものの存在を否認するだけでなく、普遍者なるものが客観的に存立することをも否認することにおいて、「帰納的抽象」理論といった概念形成論の難題を免れる。概念内容がいわゆる意識内容・心像・観念としての一般表象というかたちで現存しうるべくもないということは論者たちの指摘する通りである。例えば、<三角形>という普遍者(これは鋭角三角形・直角三角形・鈍角三角形といった特殊な形の三角形ではなく、鋭角三角形でも直角三角形でも鈍角三角形でもあるがごとき普遍者・普遍的な三角形でなければならない)が表象＝心像として存在しえないことは明らかであって、心像＝表象のかたちで現前する三角形は特定の形での鋭角三角形か直角三角形か鈍角三角形かのいずれかである。心像的観念の三角形はその都度特殊な三角形たらざるをえず、普遍的・一般的な三角形ではない。」268P

(小さなポイントの但し書き)「(概念内容に見合う一般表象が存在しないことは三角形の例に限らず一般的事実である。例えば「人間」という概念が表わす<人間>なる一般表象は存在せず、現前する表象は、よしんば個体的特徴が曖昧化されているにせよ、必ず男性か女性か、老人か若者か、……であって、男性でもあり女性でもあり老人でもあり若者でもある白人でもあり黒人でもあり……といった普遍的<人間>なるものは心像のかたちで表象すべくもない。この間の事情はあらゆる普遍概念に妥当する。)」268-9P・・・男と女の二分法は批判されています。

(対話②)「概念が普遍的・一般性をもつとはいっても概念内容に見合う「一般観念＝普遍表象」は存在しないところから、そこで「代表説」は概念的記号と直接的に結合している表象＝観念は特殊なものにすぎないことを認容しつつ、但し、当の「記号—表象」結合体が

一群の対象を代表する旨を主張する。此説にあっては、概念の普遍性とは一群の対象(外延群)に対する代表機能の普遍性にほかならなるとされる。これはなるほど、一つの理説ではある。此説は、例えば「三角形」という記号+或る形態での<三角形>の表象結合体あらゆる三角形を代表するのだと説く。しかしながら、或る特定の「記号+表象」結合体は特定の対象群だけを代表するのであって、別種の対象群は代表しない。では、なぜ一定の対象群だけを選別的に代表するのであるか。それは当の対象群の同種性・同類性に拠るのであろう。ところで、同種性・同類性ということは単なる類似性ではない。単なる類似性では「虎」が猫をも代表することになってしまおう。同種性・同類性は種的同一性・類的同一性を含意する。だが、種的同一性・類的同一性とはまさに種的普遍性・類的普遍性にほかならない。それゆえ、「代表説」は、第三者的にみれば、或る「記号—表象」結合体が一定の類種の普遍性(一定の普遍本質的な規定性の一総体)を具えた対象群を代表するという理説になっているわけである。それは、一定の「記号—表象」結合体が一定の類種の普遍性を表現すると言っているに等しい。ここにおいて「代表説」といっても、概念に対応する類種の普遍性・類種の普遍者の存立を前提にしている。しかるに、類種の普遍者なるものは一般的観念(心像というかたちでの「一般表象」という仕方では表象化されえない。では、類種の普遍性が客観的規定性として対象群に共有されているのか。そうだとすると、それは一体どのような仕方でも認識にもたらされるのか。普遍者の直接的認識(=表象化)を遮断している「代表説」にあっては、この設問には原理上答えることができない。かくして「代表説」は、それが元来は客観的な普遍者の存立をも否認するものでありながら、被代表群の同種性・同類性に即して普遍者の存立を要請してしまっているという自己矛盾は措くとしても、われわれの採りうるものではない。そこで、「使用説」が問題になる。此説は、概念記号は何らかの普遍者を表現するものではなく、譬えば音符(楽譜)がそうであるように、一定パターンの行動を指令するシグナルたるにすぎない、と主張する。此説は、概念内容に照応する一般表象はおろか対象群の同種性をも論外としつつ、もっぱら記号操作の規則的一定性に止目する。これが苦心の産物であることは認めうるにしても、しかし、行動のパターンの同一性、操作の規則的一定性という場面で、客観的同種性(当該行動・操作の他種の行動・操作に対する同型性・同種性)の存立ということ、および、その同種性の認知ということ、この問題論的構制を免れうるものではない。概念が概念として機能するかぎり、単なる類似性という域を超えた同種性(普遍的規定に即しての同一性=普遍的同一性)の存立とその認知ということが要件となる。この要件を回避した心算でおりながら実際にはそれを必須の契機としている「代表説」ならびに「使用説」が採用さるべくもない所以である。」269-70P

(対話③—第二に・次に)「茲で、次に、「概念本具説」および「本質直観説」を一瞥しておこう。概念に照応する普遍者が客観的に存立し且つ認知されることが要件をなすにもかかわらず、さしあたり概念的普遍者の認知・認識が帰納的抽象という媒介の手続きによっては成立すべくもなく、帰納的手続きにとってすら却って概念内容の先取的既知性が“前梯”をなすところから、概念的普遍態の知識がアプリオリに心性に具っているという「概念本具説」が登場する。本具説は顛からナンセンスだときめつけるわれにはいかない。嬰兒の場合を持出してみても、論者たちは「心性に既に具っているのだが明瞭なかたちでそれが

意識されるまでには至っていないのだ」と主張することであろう。では、どのような相で、普遍者たる概念内容が心性に具っているのか。普遍表象＝一般的観念という心像のかたちで概念的表象が現存しえないことは、嚮に「代表説」に関連して確認しておいた通りである。<三項図式>における「意識内容(＝心像＝観念)」という定在の仕方では普遍概念は生得的にであれ獲得的にであれ存在しうべくもない。そこで、論者たちは、概念内容が心像のかたちで生得的＝本具的であるという見解は撤回して、意識作用の発現する仕方がアプリアリにパターン化されている旨を説き、意識作用の定形化された発現のパターンがいわゆる本具概念にほかならないと主張する。では、概念の数と同数の殆んど無限に近い数のパターンが生得的に具っていると言うのか。そして、意識作用の概念的発動は与件的対象とは無関係に進行すると言うのか。論者たちは、実際問題としては、アプリアリな概念は基本的概念だけに限定しようとし、また、どのパターンで意識作用が発動するかは与件的対象によって機縁づけられるものと立論する。論者たちが、本具的概念と对象的与件とは無関係とするのであれば話は別になるが、苟も与件的対象に応じて発動される概念が別になると認めるかぎり、与件的対象群が对象的に具えている同種性が選別されていることが前提となつていよう。となれば、ここでも客観的な同種性(本質的同種性)とそれの認知という問題構制が付き纏う。そこで本具説のモチーフは継承しつつも、概念の生得論は棚上げするかたちで「本質直観説」が登場する段取りとなる。概念的把握においては与件的対象群の同種性・本質的同一性が認知されているとはいえ、その本質的共通態は帰納といった比量的手続を通じて抽出されるのではなく、個々の外延的对象に即して端的に覚知されていなければならない。(意識作用のアプリアリなパターンが発現するのだとしても、どのパターンで発動するかは对象的与件の種的特質＝本質的徴標の認知を機縁としてであろう)。しかも、この端的な覚知は、一般表象といったレアールな心像の形成に負うものではない。それは一種独特な仕方での「意識作用」と「意識対象」との直接的な関わりであると論者たちは思念する。それは一種の“知的直観”と呼ぶこともできよう。だが、論者たちの場合、当の直観は実在的(「レアール」のルビ)な対象物の直観ではなくして、対象の種の本質を観取する直観である。この直観は、比量的(「ディスクルシーフ」のルビ)な認識ではなくして、直覚的な認知であるという点では、つまり、直証的な覚知であるという点では、感性的・経験的な直観とも同趣であり、故にこそ「直観」と呼ばれるのであるが、その対象が「本質」という格別な存在性格のものである点で際立っている。対象(群)の種的同一性を存立せしめる「本質」は、時間的・空間的・特個的な事実的実在とは存在性格を異にし、われわれが前篇第一章第三節で「意味的所識」に関してみておいたごとき超時間的・非空間的・普遍的な或るもの、イルレアール・イデアールな存在性格を呈する。論者たちの謂う「本質直観」とは、イデアールな「本質」を対象とする独得の「直観」なのである。論者たちは即自的には「本質」の「函数的性格」をも既に把握しており、対象においてまずはその本質を観取し、同一の本質を具有する対象をその都度に一定概念の外延に算入する、という仕方での「概念」とその体系の「成立」を説くこともできる。論者たちが、概念の「被表的意味」(内包)および「被指的意味」(外延)がレアールな存在ではなくして、イデアールな存立態であることを洞見している点にも共賛することができる。だがしかし、われわれに言わせれば、「本質」の「直観」などということは真実には存在しない。「本質直観」と

は一種の錯視なのであり、われわれはその真実態に即さねばならない。論者たちは「本質」なるものが対象的に既存して、それを能知的主観の側が在りのままに観取するのだと称するが(但し、論者たちといえども、本質が恒に“まる見え”だと言うわけではなく、しかるべき媒介的・機縁的な操作を介してはじめて本質の観取が成就すると説く)、しかし、われわれに言わせれば、イデアールな本質なるものが対象的に自存してそれが観取されるわけではない。実態は、レアールな射映的現相与件がそれ以上の或るもの(etwas Mehr)単なる与件以外の或るもの(etwas Anders)として覚識されるのである。このさい、与件以上の或るもの＝「意味的所識」は、それが宛かも自存するものであるかのように見做して存在性格を追尋してみると、慥かにイルレアール・イデアールな存在性格を呈するが、それは「所与的所識—所識的所与」の所識的契機を“もの”化して自存視するかぎりのことにすぎず、当の或るものは本来は「所与—所識」の二肢的統一態を離れて独立自存するものではない。「意味的所識」たる或るものは射映的与件を統一的に或る同じもの(etwas Identisches＝これには、いわゆる“実体的同一者”の場合も、いわゆる“本質的同一者”の場合もある)として覚識せしめる「虚焦点」(focus imaginarius)とも謂うべきものである。このさい、われわれに言わせれば、同一性の覚識相のもとでの把捉が第一次的に存立するのであって、対象的同一者の存在とそれの覚知が同一性の覚識を生むのではない。しかるに、「本質直観」説は、われわれの謂う「意味的所識」(のうちの或る種のもの)を独立自存する対象であるかのように錯認しつつ、この対象＝本質の観取とやらを立論するのである。われわれは論者たちの錯認にしかるべき事情があることを諒とするし、意味的所識が物象化された地平においては論者たちの立論が構図的には妥当することを認めるにも吝かではない。が、如何せん、「本質直観」説は、自存する対象の本質の直観という当の了解そのものにおいて倒錯なのである。われわれとしては「本質直観説」に謂う「本質」ならびに「直観」を前篇で論定した四肢的存在構造の構図で把え返しつつ、此説を卸けるのである。」

270-3P

(対話④—第三に、積極的展開を含んで)「われわれは、概念が表現すると目されている“本質的同一者”なるものの実態を見極めておくためにも、「補完説」ならびに「規則説」に論及する次序である。伝統的な概念観のもとでは、概念的の内包は外延的对象の具有する本質的規定性をもっぱら表現するものと思念されており、外延的对象の具えている偶有的規定性は捨象されてしまうものと単純に考えられていた。ところが、「補完説」はいみじくも次のように指摘する。「概念を形成するにさいしての思惟の実際の活動は、旧来の抽象説が説いているような途を決して辿らない。というのも、思惟の活動は、普遍概念への移行に際して個別的徴標を補完(Ersatz＝代替＝置換)なしに棄てるようなことでは決して満足しないからである。われわれが金・銀・銅・鉛を総括してそこから金属という概念を形成するとき、このようにして生成する抽象的对象に対して、なるほどわれわれは金に特有の色彩や銀に特有の光沢や銅の重さや鉛の密度といったものを与えることはできない。しかし、だからといって、このようなあらゆる個別的規定の全体をその対象に関してただ単に比定しようというのであれば、それはとうてい許容しがたいことであろう。金属というものの性格規定のためには、それが赤くもなければ黄色くもないとか、あれこれの特定の重さや硬度や密度を持たないというような表象では明らかに不充分であって、ともかく何らかの

色彩を帯び何らかの硬度や光沢を有しているという積極的な観念(「ゲダンケ」のルビ)が付与されるのでなければならない。……という次第で、 p_1p_2 、 q_1q_2 という相異なる種では相異なる徴標を単に省略することが規則をなすのではなく、省略された特殊的諸規定のところ、その個別的種が p_1p_2 や q_1q_2 であるような、普遍的徴標 P や Q が代置されるのである。しかるに、単なる否定の手續では、ついには一切の規定性全般の無化に到ることになり、……そのさいには、概念がそれを意味することになる論理的無から具体的な特殊的諸ケースへの還を全く見出すことが出来ない始末になろう。(H. Lotze: *Logik*, 2. Aufl. 1880, S. 40f.)

ロッツェは、いわゆる抽象・捨象とは、決して単なる残留・捨棄ではないこと、捨象の実態は個別的規定性を“変項”(所与の特有的規定性を“値”として持ちうるごとき“変項”)で「補完」していくことにほかならないということ、この事実を指摘しているのである。それでは、“変項”から成る“函数”ともいべき概念的普遍態はいかなる仕方でも存立するのか。それがリアルな心像でもリアルな対象的存在でもありえないことは明らかである。概念的普遍は、ロッツェの考えでは、存在するのではなく「妥当する」(gelten)のであって、心的存在でも物的存在でもない。それは「妥当」(Geltung)という独特の存在性格を呈する。われわれの見地から言えば、彼の謂う「妥当」とは、間主観的に妥当するイデアールな形象の謂いにほかならない。われわれとしては「妥当」をこのように把え返すことによって補完説を積極的に採る。ところで「妥当」という独特の存在性格を積極的に容認することなく、ロッツェの指摘した概念の「補完」性や“函数的性格”を踏襲する一つの試みとして、われわれの謂う「規則説」が登場する。「規則説」は、概念に照応する函数的普遍態が主観的観念のかたちでも客観的对象のかたちでもそれ自身としては存在しないことに鑑み、函数化的・普遍化的に対象的規定態を統握する概念は「特殊を統合する規則」にほかならないと主張する。論者たちによれば、概念の内包を取り出して敢て定式化しようとするならば $f(x, y, z, \dots)$ という函数のかたちで表現せざるをえず、外延的对象群はこの“函数”の“変項”を特定値で“代入”した $f(x_1, y_1, z_1, \dots)$ 、 $f(x_2, y_2, z_2, \dots)$ 等々のかたちで現存するということになるが、“函数”たる概念は対象的規定態の諸項どうしの規則的関連性を把え、関連する諸項を“変項”化することで統一的に定式化する「規則」を表現するものなのである。論者たちは、概念にみられるこの規則的な普遍化的統合の機能を「精神の根源的機能」たる「象徴機能」に基づける。われわれは此説に幾つかの点で共賛することができる。概念的な内包が函数的普遍態であることは論者たちの指摘する通りであるし、われわれは当の函数的普遍態が「妥当する」(イデアールに存立する)旨を立言するとはいえ、妥当態それ自身は謂うなれば“虚焦点”のごときのものであり、統合的把握にこそアクセントのあるかぎりでは、論者たちの謂う「統合規則」を肯んずることもできる。また、論者たちの謂う「象徴機能」がわれわれの謂う「等値化的統一」の機能として改釈できるかぎり、これにも異を唱えるには及ばない。しかしながら、「規則説」の「統合規則」観や「象徴機能」論を支える認識論上の前提的・基底的な了解を強く卸げざるをえないことは姑く措くとしても、また、「規則説」にあっては個々の概念が体现する「規則」の種的単一性が根拠づけられていない点も措くにせよ、われわれは概念の「外延」の取扱いに関して読者たちに与みしえない。」 273-5P

(小さなポイントの但し書き)「概念の「外延」ということは、伝統的な概念理論においては

混淆されてきたが、実は、二重性・三重性を帯びている。われわれのタームでいえば、詞の「被示的意味」と「被指的意味」との二義的である。この二義は明確に区別することを要する。(われわれは狭義における「外延」を「被指的意味」とするが、これとは別義であることを対自化しつつ、「被示的意味」の或る種のものをも「外延」として扱う、尤も、本節の行文では、これまで、伝統的な観念を検討する論脈であることに鑑み、「被示的意味」の或るものを「対象群」の名のもとに断りなく「外延」として扱ってきたのであるが。)謂うところの二義性は判断論の場面においては殊に重大となる。フッサールは正当にも次のように指摘している「個体的個別者と種体的個別者の相違に、個体的普遍者と種体(「スペチェス」)のルビ的普遍者の相違が対応している。これらの相違はそのまま判断の領域へと移される。……単称判断は『ソクラテスは人間なり』のような個体的単称判断と『二は偶数なり』のような種体的単称判断に岐かれ、全称判断は『すべての人間は可死的なり』のような個体的全称判断と『すべての解析関数は微分可能なり』のような種体的全称判断に岐れる。これらの相違は抹殺さるべきではない。……これらの相違はどのように言い換えてみても抹消さるべくもない。」(E.Husserl:Logische Untersuchungen,2.Bd.I.Teil.2.Aufl.S.111f)。フッサール式に言えば、概念の外延を個体的個別者の次元で考えるか種体的個別者の次元で考えるか、これは大きな相違である。しかも、われわれはフッサールが指摘する通り、これら両つの次元相違は抹消できないと考える。従って、両つの次元での「外延」を勘案しなければならない。ところで、「規則説」は「本質直観説」が対象的に自存するかのように錯認する「本質」「種体(「スペチェス」)のルビ的単一態」の自体的存立を認めないことに伴って、「種体的個別者」「被指的意味」の次元での外延を逸してしまう。「種体的個別者」なるものが自存するとみなすのは慥かに錯視であるのだが、われわれは物象化された相で概念(外延)のヒエラルヒー、ひいては、判断(命題)の体系を取扱う場面では(そもそも概念の「外延」なるものが措定されるのはこのような物象化された視圏での事柄なのである)、「被指的意味」次元での外延を措定せざるをえない。」275-6P

(対話⑤)「規則説」では概念の「外延」が「個体的個別者」「被示的意味」の次元に限られる所以となり「種体的個別者」「被指的意味」次元での外延が閉却される。この点において、われわれは「規則説」という形での概念理論を所詮は卸けざるをえぬ次第なのである。」276P
第三段落——分類的整序の構制に目を向け、概念的“函数態”の在り方を見定める 276-81P
(この項の問題設定)「われわれは、以上の行文では、概念の形成と性格をめぐる論議をもっぱら個々の概念に即するかたちで進めてきた。がしかし、概念というものは、元来、個別的に形成されるものではなく、分類的整序体系という“縦横”の反照関係のもとで形成されるものである。それゆえ、茲では今や分類的整序の構制に目を向け、概念的“函数態”の在り方を見定めて行くことにしよう。」276-7P

(対話①)「分類的に整序された体系というとき(イ)生物の分類体系、(ロ)組織の編制体系、(ハ)系統の分化体系、などが範型として思い泛かべられる。日常的な表象では、親族の血統体系とか化学の元素体系、数学の数論体系なども思い泛かぶし、分類といえば、一群の対象物に通し番号を打って一番から十番まで、十一番から二十番まで……という具合に“分類”する場合すらあり、一口に分類的整序といっても多様である。がしかし、われわれのみる

ところ、分類的整序の基本的型は、結論的に言い切っておけば(イ)のタイプの「類推型分類」(これに化学元素の分類体系や数の分類体系などをも含めうる)、(ロ)のタイプの「区劃的分類」(これに生物有機体の器官分体系や化学的化合物の成分分析体系などをも含めうる)、(ハ)のタイプの「系統的分類」(これに進化論的系譜分類体系や親族組織の血統体系などをも含めうる)、以上の三者によって一応尽くされる。」277P

(対話②)「これら(イ)「類推型分類」、(ロ)「区劃的分類」、(ハ)「系統的分類」は、一見したところおよそ別様の分類整序であるように見える。現に、伝統的な実体主義的存在観に支えられた旧套的概念理論においては、これら三者は全く別々の整序体系であるものと見做されるのほかなかつた。しかしながら、「函数態」的概念観のもとでは、これら三者を統一的に把え返すことができる。」277P

(対話③—(イ))「まず、(イ)「類推型分類」の構制をみてみよう。伝統的な思念においては、一群の对象的諸個体のうち、共通の徴標をそなえているものを同類者として一括し、これら同類者をそれぞれのそなえている特異性に応じて下位区分して、その下位区分に属するものをそれぞれ同種者として一括する、という仕方で類種的分類がおこなわれるものとされている。ここでは、或る類に下属する諸々の種は、それらが同類たる所以の共通の規定性(性質)と各々が独立の種たる所以の特異な固有の規定性(種差の規定性)とを併せ持っているものと了解される。謂う所の「共通の規定性」が類概念の内包をなし、謂う所の「共通の規定性プラス固有の規定性」が種概念の内包をなすと謂われる。範式化して言えば、類概念の内包は単にK、種概念の内包は、KプラスA、KプラスB、KプラスC、……と表現することができよう。これに対して、「函数態」的概念観では、類概念の内包は $f(k, x)$ という形で“変項”を含むこと、各種概念内包はこの類概念の“変項”が特定値で充当された $f(k, a), f(k, b), f(k, c), \dots$ であること、しかも“変項” x はそれ自身 $x = f(u, v, \dots)$ といった“函数”であること(実は k も“変項”いな“函数”が特定値で定在しているものであること)、類概念の内包は“函数の函数”であること、このような構制を主張する。ここにあっては、類概念と種概念と(の内包どうし)の関係は“或る函数”と“その函数の特定値”との関係になる。従って、ここでは、類一種のヒエラルヒーは、函数とその特定値との階的關係として把え返される。」277-8P

(対話④—(ロ))「次に、(ロ)「区劃的分類」の構制をみてみよう。伝統的な思念においては、或る全一体のうちで、ブロック的に纏っている諸部分を区分し、それら諸部分の特性を規定するという仕方で区劃的分類がおこなわれるものとされる。これら伝統的な思念における(イ)の「類推型分類」はおよそ別様な手続である。区劃された諸部分相互のあいだには、種の場合とは異って、Kといった共通“成分”があるわけではない。Aという特質をそなえた部分、Bという特質をそなえた部分、Cという特質をそなえた部分……が並存し、合すれば元の全一体を構成するというだけである。しかしながら、部分A、部分B、部分C……は共通成分としてこそKなる規定性を含まないとはいへ、斉しく一箇同一の全一体の部分であるという共通規定性をそなえている。この意味での共通規定性をKで表わすことにすれば、諸部分はKプラスAという規定性をそなえた部分、KプラスBという規定性をそなえた部分、KプラスCという規定性をそなえた部分……ということになる。そこで、これら諸部分をあらためて $f(k, a), f(k, b), f(k, c), \dots$ と標記し、元の全一体を $f(k, x)$ と標

記することができる。こうして、区劃的分類の構制は、伝統的な思念での類種的分類とは異相であるにせよ、“函数態”的に把え返された類種的分類とは同趣の構制になっている。ここにあっては、元の全一体と区劃分体との関係は“或る函数”と“その函数の特定値”との関係になり、全一体—部分体のヒエラルヒーは、函数とその特定値との位階的關係として把え返される。」278-9P

(対話⑤—(ハ))「茲で、(ハ)「系統的分類」の構制に目を向けてみよう。伝統的な思念においては、或る元祖からの直接的に生じた後裔は同胞というグループをなしつつ各々その特性をもつが、先祖—後裔の關係と併せて各後裔の特性を規定するという仕方では系統的分類がおこなわれるものとされる。これは、伝統的な思念における(イ)の「類推型分類」とはもとよりのこと、伝統的な思念における(ロ)の「区劃的分類」とも別様な整序である。同胞の後裔群は必ずしも共通成分を含まないし、先祖の諸部分をなすわけでもない。Aという特質をそなえた後裔、Bという特質をそなえた後裔、Cという特質をそなえた後裔……が並存し、共通の先祖と發生關係上“結ばれて”いるだけである。しかしながら、後裔群は共通成分こそ含まないとはいえ、齊しく一箇同一の先祖から生じたという共通規定性をそなえており、この共通規定性をKで表わすことにすれば、後裔群はKプラスA、KプラスB、KプラスC、……という規定性をそなえたものということになる。そこで後裔群は $f(k,a)$ 、 $f(k,b)$ 、 $f(k,c)$ ……と標記とされうる。そして“変項”xの充當に發生論的轉成の意味づけを与えることにして、元祖を $f(k,x)$ で標記することができる。こうして、系統的分類の構制は、“函数態”的に把え返された類種的分類ならびに区劃的分類と同一の構制になっている。そして、ここでは、元祖と後裔との關係は“或る函数”と“その函数の特定値”との關係になり、先祖—子孫のヒエラルヒーは、函数とその特定値との位階的關係として把え返される。」279P

(対話⑥)「以上でみたように、(イ)「類推型分類」、(ロ)「区劃的分類」、(ハ)「系統的分類」は、伝統的な実体主義的概念観のもとでは全く別々の構制であるが、“函数態”的な概念観のもとでは同趣の構制に帰趨する。このさい併せて銘記さるべきことは、函数 $f(k,x)$ は、伝統的な思念における類徴標Kが自足的な規定であったのと異なり、あくまで關係的規定態であるということである。 $f(k,x)$ は、 $g(l,y)$ という(イ)別の類との、(ロ)別の全一体との、(ハ)別の祖親との、反照的區別化規定であり、また $f(k,x)$ はkの契機において、(イ)同類の他種との、(ロ)同一の全一体との、(ハ)同一の先祖との、反照的同一化規定である。 $f(k,a)$ 、 $f(k,b)$ ……は、これでまた、 $x=f(u,v)$ 、 $u=f(w,……)$ であることに鑑みれば、単なる一定値ではなく、それ自身可塑性をもった“函数”である。こうして、“函数態”なる概念は“縦”“横”の反照規定關係の謂うなれば“網の目”なのであり、しかも、“函数の函数”としてヒエラルヒーを形成する。概念の形成は「汎化」と「分化」のダイナミックな即自的過程に俟つものであるとはいえ、概念は、自己完結的に自存する実体に対応するのではなく、“分類秩序体系”のしかるべき位置を占める“網の目”として形成され存立する。(このゆえに、概念は、概念体系という“網”が変様してもはや対他的な示差的區別性をもたなくなった場合には存立性を失うし、対他的な示差的區別性が必要になればその局所で創生される)。」280P

(対話⑦)「われわれは、以上、本節の行論では、概念の形成と存立をめぐる論理構制を外

的に擦ったことにとどまる。この作業は、既成の概念観と内在的に対質しておくことが要件たるかぎりでは不可欠であったとはいえ、われわれ自身の概念理論にとっては所詮消極的な前梯以上のものではない。——概念そのものの何たるかを積極的に規定するためには、「判断」の存立機制をみななければならないのであるが、**次節**におけるこの作業を俟たずしても、とりあえず本節での行文から次の点までは確認しておくことができよう。概念は“自存化”して形象化すれば「詞—被表的意味」成態であり、そこでの被表的意味=内包はそもそも“ゲシュタルト的函数態”である。ところで、概念的內包は、最高類概念たるカテゴリーを姑く措くかぎり、その都度すでに“変項値”を与えられた“函数”的成態であつて(われわれは“個体的”概念をも認める)、このことは、視角をかえていえば、概念が被示的意味たる質料的与件に被表的意味たる形相的所識を向妥当せしめることにおいて存立していることを表わす。しかるに、被示的意味に被表的意味を向妥当せしめること、これが**次節**以下でみる通り、判断的成態の形成にほかならない。それゆえ、“充当”された“函数的成態”たる概念は既にして一種の判断的構造成態なのである。——今や、判断成態を主題化しつつ、その意味構造に即して概念の存立実態についても規定し返すことがわれわれの論件である。」280-1P

第二節 判断成態の意味構造

(この節の問題設定—長い標題)「判断とは、最広義においては、質料的所与に形相的所識を向妥当せしめ、そこに形成される「質料的所与—形相的所識」成態を対他・対自的に対妥当せしめることである。しかし、われわれの謂う狭義の「判断」は言語介在的であつて、いわゆる「主語—述語」構造を呈する。——但し、判断は主語概念と述語概念とを結合・分離することの謂いではない。——判断主語は主題的対象を提示する機能を演じ、判断述語は事故の表わす内方的・被表的意味を主語対象について賓述する機能を演ずる。判断における主語対象と述語規定とは、しかし、必ずしも直接的に「質料—形相」の関係に立つのではなく、「主語対象ハかくかくの属性的契機に即してしかじかの反照関係において述語規定態ナリ」という構制のもとに、主語的契機と述語的規定とが等値化的に統一される。」

281P

第一段落——判断成態の意味構造におけるこれまでの通説 281-P

(この項の問題設定)「判断」は、「主語—述語」構造を呈するものと一般に了解されているが、伝統的判断観においては、判断における「主語—述語」関係は対象界における(イ)「実体—実体」関係、または、(ロ)「実体—属性」関係、または、(ハ)「属性—属性」関係のいずれかに照応するものと思念されてきた。」281-2P

(対話①)「SハPナリ」という判断(例えば「犬ハ動物ナリ」)について、(イ)では主語Sの指示する犬という実体が述語Pの指示する動物という実体の範囲(外延・集合)に所属することの表明であるとされる。(この見地では「雪ハ白イ」のごときも「雪ハ白色ノものナリ」という仕方、述語Pはその都度実体指示詞として扱われる)。(ロ)では主語Sの指示する実体(犬や雪)が述語Pの表現する属性(動物性や白色性)を所有することの表明とされ、(ハ)では主語Sの表現する規定性(内包・属性)が述語Pの表現する規定性を含有することの表明とされる。(古典的な論理学では(ハ)は余り立論されない。というのも、普通の文法的な次元では「或ル動物ハ犬ナリ」というような形の特殊判断の場合、「或ル動物」なるものを主

語の指示する対象的実体とみなせば、(イ) (ロ)はそのまま妥当するが、「或ル動物」が属性を表現することになる (ハ)は少々無理を伴うといった事情がある所為であろう。しかしながら、後に論ずる通り、判断の意味構造をメタ・レベルにおいて分析する超文法的な「主語—述語」論の次元では、(ハ)も特に困難は生じない。——右には、判断の「量」、すなわち、全称・特称の区別を設けずに記しているが、当座の議論にとってこれが不都合を生じないことは容易にみとめられよう。」 282P

(対話②)「尚、「SハPナラズ」という否定形の判断についても、前記の「所属」「所有」「含有」の関係が「非所属」「非所有」「非含有」の関係に変わるだけで、やはり(イ) (ロ) (ハ)が主張される。」 282P

(対話③)「右の(イ) (ロ) (ハ)は伝統的な思念においても相互に還元可能だと考えられている。われわれも(イ) (ロ)を順次 (ハ)へと一度還元したうで議論を進めることにしよう。」 282P

(対話④)「まず、(イ)において「SハPナリ」とは、Sが端的にPと同一の謂いではなく、SがPに所属することの表明であるとされるさい、実体S(犬、雪)が実体P(動物、白イもの)に所属するのは、実体Sが属性P(動物性、白色性)を所有するかぎりにおいての筈である。こうして(イ)の「実体—実体」の所有関係が基底になっている。」 282-3P

(対話⑤)「そこで、(ロ)の「実体—属性」関係であるが、このさい「実体Sは諸々の属性をそなえているがそのうちの一つとしてPという属性を所有する」という理解になっていると言えよう。とすれば、SがPを所有するという事態は、Sの所有する属性のうちにPという属性が含有されているという事態と相即する。このかぎり、(ロ)の「実体—属性」所有関係は(ハ)の「属性—属性」含有関係と相即する次第である。」 283P

(対話⑥)「こうして、今や(イ) (ロ)を (ハ)に還元して考えることが許される次第であるが、「Sの所有する属性のうちにPという属性が含有されている」という事態、換言すれば「Sの規定性が属性Pを含有する」という事態、これがもう少し立入って検討しておく必要がある。」 283P

(対話⑦)「主語対象Sの所有する属性と述語規定Pという属性との(ハ)に謂う「属性—属性」含有関係は、これ自身また三通りに分けて考えることができる。」 283P

(対話⑧—第一の考え方)「第一の考え方では、Sの所有する諸々の属性の“集合”のうちにPという属性もその“元”として含まれている、という具合に処理しようとする。例えば、雪(主語S)は、「冷たい」「結晶性」「白い」……といった一群の属性をそなえており、そのうちの一つとして「白い」(述語P)が含まれている、というわけである。(これは、先に「実体—実体」の所属関係として考えた(イ)の構図を要素的性質どうしの場面に適用したかたちのもになっている)。」 283P

(対話⑨)「この考え方では、しかし、“属性”とされるものどうしの離接が明確な場合にはまだよいとしても、例えば「犬ハ脊椎動物ナリ」「犬ハ哺乳類ナリ」「犬ハ動物ナリ」「犬ハ生物ナリ」……といった事例で考えてみると判る通り、不都合な点を生ずる。というのは、実体たる犬の所有する属性の“集合”に「脊椎動物性」「哺乳類性」「動物性」ひいては「生物性」「存在性」……といった一群の性質が謂わば同位的な“元”として属することになってしまうからである。そこで、第二の見方が登場する。」 283-4P

(対話⑩—第二の考え方)「第二の考え方では、Sの所有する或る属性にPという属性が下位

的に所属する、という具合に処理しようとする。一般論として、SがPという属性を所有するかぎり、その都度SはPの上位概念にあたる属性を所有すると強弁することができる。例えば、Sが哺乳動物性という属性を所有するかぎり、Sは当のPに対して上位概念にあたる動物性とか生物性とかいう属性をもっていると強弁できる。そこで、Sの属性とPの属性とは同位的な“集合”を形成するのではなく、Sの属性がPという属性を下屬せしめるのだ、と論者たちは主張する。つまり、「雪ハ白イ」とは「雪ノ色ハ白イ」の謂いであり、一般に「SハPナリ」とは「Sノ〇〇性ハPナリ」という意味構造になっていると強弁するわけである。ここでは、Sのそなえている属性〇〇とPという属性とは「普遍—特殊」の関係になり、視角をかえて言い換えれば、PはSの〇〇という“変項”の特定の“値”だという了解になっている。この見解は形のうえでは一応成立しうるし、後述の“概念思想的判断”の場合には多分に妥当性をもつかに思える。がしかし、判断における如実の事態、就中“知覚現場的判断”の場面においては無理を免れない。」284P

(小さなポイントの但し書き)「——読者は、此説は立ち入った検討を加えるまでもなく明白な謬説だといって顛から卻けられるであろうか? 判断は、普通、「犬ハ動物ナリ」とか「雪ハ白イものナリ」とか、主語のほうが特殊者で述語のほうが普遍者のかたちをとる。とはいえ、これを論拠にして論者たちの主張を卻けようとしたのでは却って足許をすくわれかねない。というのは、「或ル動物ハ犬ナリ」とか「或ル白イものハ雪ナリ」とか、論者たちに幸するかに見える事例も日常茶飯に存在するからである。」284P

(対話⑩)「判断の現場に即して考えてみよう。雪ハ白イと判断するさい、雪の色彩性なるものが泛かんで、その普遍者(“変項”)が白色という特殊者(“値”)で充当されるわけではない。この点は論者たちも進んで認めるはずである。論者たちは論理的関係を問題にしているのであって、別段、心理的事実を云々しているわけではないので、この事実の承認は論者たちにとって何ら自殺にはならない。問題の焦点は、さしあたり、Sの所有する属性の如実相である。雪ハ白イというようなルーティーン化した事例、ことさら判断らしい判断をくさずすむ事例で考えると聊か紛らわしいにせよ、知覚現場的に「コノ花ハ赤イ」と判断するような場面で考えてみると事態が明瞭になる。「コノ花ハ赤イ」というのは、論者式にいえば「コノ花ノ色ハ赤イ」ということにほかならない。しかし、「コノ花ノ色」というのは一般者としての色のことではなく、現に見えている特定の色彩である。言葉で表現するかぎりでは色という普遍詞を利用して「コノ色」としか言いようがないにしても、それは非常に限定された色であり、特殊な赤色である。「コノ花ノコノ色(コノ鮮紅色)」は、述語Pの表現する「赤」よりも特殊である。Sのそなえている属性とPの表現する属性との関係は、近く現場的判断においては、論者たちの主張とは逆に、前者のほうが特殊者で後者のほうが普遍者なのである。このことに定位して、「普遍—特殊」の下屬関係を論者たちと逆転するとき、第三の考え方が成立する。」284-5P

(対話⑫—第三の考え方)「第三の考え方では、Sの所有する規定性がPの表現する普遍的(“変項”)規定性の特定“値”として認定されること、それがかの(ハ)に謂う「属性—属性」関係の実態であると主張する。この考え方を採るとき、SハPナリという判断的措置は——今暫く「対他的妥当性」の契機は各個に入れて、「主語対象性と述語的规定性との意味関係」に話を限って謂えば——主語Sの指示する対象において見出される規定性(例えば

$Aa+b$)を述語Pの表現する函数的成態が特定の値で充当された定在($f(a)=Aa+b$)として認知することを内実とする。尤も「 $Aa+b$ 」を $f(x)=ax+b$ の変項が特定の値(a)をとっている特殊態として認知するといっても現与の $f(a)=Aa+b$ と別に $f(x)=ax+b$ という一般者が表象されるというわけではない。レールに表象されるのは、通常 $Aa+b$ に限られるというべきであろう。このかぎりでは「普遍—特殊」なのか「特殊—普遍」なのか、つまり、上記の「第二の考え方」とこの「第三の考え方」との対立は、いずれにせよ心理的事実次元のことではない。がしかし、Sの对象的規定性(この特定の赤色)とPの表現する規定性(赤色という部類)との関係を反省的に二枝化して覚識する場面では、前者($Aa+b$)より後者($Ax+b$)のほうが普遍的と認められる。この間の事情は「或ル動物ハ犬ナリ」といった事例についても、それが「或ルコノ動物ハ犬ナリ」というアクチュアルな判断場面であれば容易に看取できよう。」 285-6P

(対話⑬)「われわれとしては、右に謂う「第三の考え方」を換骨奪胎する流儀で事进行处理したいと念うのであるが、しかし、以上の議論では、アクチュアルな知覚現場的判断と称したものと、概念的秩序体系が既成化している場面での概念思考的判断——これとてやはり一種のアクチュアルな判断には違いないし、学理的判断・命題の体系は概してこの領界に納まる——との次元的差異が明示的ではないこと、そのうえ、所詮はまだ「実体—属性」という構図の埒内に止まっていること、この種の問題点がまだ残されたままである。」 286P

(対話⑭)「翻って、そもそも、われわれが判断における「主辞—賓辞」関係を先の(ハ)、つまり「属性—属性」関係に一たん還元し、これに定位して議論を進めようとしていることを見咎めて、次のように借問されるかもしれない。主語Sと述語Pとの関係について、(イ)(ロ)を採るときには問題ないが、(ハ)の「属性—属性」説を採るとき、“真の主語”は“Sのもつ諸性質のうちの或る特定の性質”になってしまい、もはや「S」を主語とすること自体が不当になりはしないか？ つまり、「花ガ赤イ」といっても、真の主語は「花ノ色」の謂いになり、それゆえ「花」を主語Sとして扱うのは失当というべきではないのか？ 慥かに、或る種の場面では、SハPナリという判断の実態はSノ〇〇性ハPナリの謂いだと認め、主語は「Sノ〇〇性」である旨を承認せざるをえないこともある。しかしながら、一般には、「Sノ〇〇性に即してPナリ」というかたちで(「Sノ〇〇性」)ならざる) Sを主語としつづけることが許される、というのがわれわれの見地である。この見地を権利づけるためにも、そしてまた、「知覚現場的判断」と「概念思考的判断」との次元的差異を闡明にするためにも、溯っては、以上では枠組みとして仮托した「実体—属性」図式の止揚を図るためにも(尤も、「実体—属性」図式そのものの排却は次章を俟たねばならないのだが)、次には、謂うところの文法的主語Sそのものの実態を検討しておくのが順路である。」

286-7P

第二段落——文法的主語Sそのもの実態の検討 287-94P

(この項の問題設定)「判断」における「主語」は、それについて賓述される主題的対象を指示・提示する機能を担うものと一般に了解されている。このかぎり、意味構造のうえでは、判断の真の主語は、主語概念ではなく、主辞の指示・提示する主題的対象(それについて何事かが、賓述される对象的与件)であることになる。ところが、主語に概念S(例えば「犬」)を立てるとき、主語概念Sは主題的対象たる或るもの(「犬」と呼ばれる或る对象的

与件)を単に提示するだけでなく、その或るものがSであること(犬であること)をも表現してしまい、「SハPナリ」という判断は「Sデアルトコロノ或るものハPナリ」という意味構造を呈示する所以となる。「Sハ……」という提示は、「コレ(或る対象)ハSナリ、Sデアルところのソノモノハ……」という構制になってしまっている。という次第で、主語概念Sの設定は既にして「コレハSナリ」という判断的措定を含意し、「SハPナリ」という述定的判断の実態は「コレハSナリ、SナルソレハPナリ」という二重判断になっているわけである。そこで、判断の基幹的構制が「指示—賓述」の構制にあるものと了解するかぎり、判断の基底的構制は「コレハSナリ」という「純然たる指示—第一次賓述」の場面に即して討究されねばならない。——純粹に指し示された与件的指向対象(右の行文では便宜上「コレ」という記号で指示されている対象的与件)をわれわれはE・ラスクに倣って、「超文法的」(meta-grammatisch)な主語と呼ぶ。(このとき、文法的な主語Sは超文法的には第一次の述語ということになる)。」287P

(対話①)「偕、超文法的主語対象与件コレは、近く現場的な判断においては、知覚的に現前する一つの分節態たる「図」(心理学において「地」との対比でいう Figur)の相で与えられる。そして、この「図」はフェノメノンたるかぎりに既にして「質料的所与—形相的所識」の二肢的成態であり、射映的与件以上の或るものとして等値化的に統一されている。そこで、いま、射映的与件に意味的所識を向妥当せしめること一般を最広義の“判断”的措定と呼ぶとすれば、超文法的主語の現前が既にして一種の判断的措定と相即することになる。しかしながら、われわれとしては余程特別な文脈でないかぎり、等値化的統一一般を判断と呼ぶことはせず、「判断」という概念を詞が介在する場面から(精確には、そのことに加えて対他者の妥当性が問題になる場面から)用いることにする。それゆえ、われわれの用語法では、超文法的主語に超文法的第一次述語Sが賓述される場面から、「判断」が起始する。——超文法的主語コレ(「図」の相で現前する与件)は「判断」以前の既に「射映的与件—意味的所識」の二肢的成態であるが、この成態が「所与的質料」の位置に立ち、詞Sと象徴的に結合されている「被表的意味」(S)が「所識的形相」として当の「所与的質料」に向妥当せしめられ、等値化的に統一される。(質料と形相とは相関概念であり多階的でありうること、低位の「質料—形相」成態が高位の形相に対してあらためて質料の位置に立ちうることを想起されたい)。平俗に謂えば、コレ(知覚的に分節化している「図」たる所与現相)が単なるそれ以上の(S)(詞Sの「被表的意味」)として覚識される。これが判断的措定の原基である。」287-8P

(対話②)「ところで、与件的対象コレを(S)として賓述・述定するというが、原基的には単なる命名的指称にすぎないのではないかとの疑義が生じえよう。われわれはこの疑念に応える作業を好便な通路としつつ判断的述定の意味構造を闡(あき)らかにして行くことができる。——予め留意を求めておけば、単なる命名的呼称と命名判断とは区別されなければならない。新生児に命名したり、新発見の対象に命名したりする場合、それは当該与件と一定名辞との象徴的結合であっても、それ自身としては判断ではない。また、「あれがレーガンです」「これがヒヤシンスです」というように、世間で使用されている名辞がどの対象を指称するのであるかを対他者的に伝える命名的呼称がおこなわれる場合、これはそれ自身では述定ではなく(これですら既に述定を前梯とするのが実情ではあるが)、むしろ言語記号

の使い方、つまり、当の名辞がいかなる対象を指称するのに使われるのか、ないしは逆に、所与の対象が当該言語記号体系においてはいかなる名辞で指称されるのか、名辞の使い方を表明するものにすぎない。このような単なる命名的呼称と命名判断(Benennungsurteil)とは別である。尚、一般には、固有名はもっぱら指示的な機能をもつだけで述定的機能・述定的意味はもたないものと思念されている。この通念に従うとき、固有名による指称は賓述的述定にはならないことになる。それでは、われわれは第一次の賓述詞たるSから固有名を排除し、Sこのことによって「コレのSとしての述定」という提題を維持しようとするのか？ 否である。われわれはもとより固有名と普遍詞とを混淆する者ではないが、前篇での行文中でも述べた通り、われわれの見地では固有名も被表的意味をもち一種の述定的機能を演じうるのであって、今問題のSから固有名を排除すべき謂われはない。ここでは、固有名による指称が既に一種の述定と相即することの闡明から始めよう。——命名的指称は現瞬間に与えられている射映的現相に即しておこなわれはするが、例えば、眼前の人物を「コレハ田中一郎君ダ」と呼称する場合、指称されている田中一郎というのは単なる射映相の謂いではない。射映相は変貌しても当の対象であるかぎり同じ名称で呼びうるということが命名的指称には含意されている。同一の固有名が諸々の射映的現相に対して(それらが同一対象の諸射映であるかぎり)指称的に用いられることが即自的に了解されている。しかし、射映的現相は様々でも一箇同一の対象であるということ、これは命名的指称以前の「図」の認知次元のことではないのか？ 或る意味では慥かにその通りである。だが、固有的名辞はまさにそういう「同一の図」＝一箇同一の対象と象徴的に結合されているのである。裏返して先の例でいえば、その都度の射映的現相 als solches(そのもの)が「田中一郎」と命名されるわけではない。「田中一郎」という固有名辞は、射映的与件以上の或るものを指し表わすのである。眼前の与件が写真であっても、また、その写真が正面からのものであれ横顔であれ、嬰兒期のものであれ最近のものであれ、齊しく「コレハ田中一郎ダ」と指称されるのであって、「田中一郎」とは諸々の射映相で現相する或る同一者を表わす。固有名辞はその都度の射映的現相を指示しつつも、射映的現相以上の或る同一者、諸射映を通じての斉同者を表意するのである。このさい、謂う所の“同一者”“斉同者”は、とかく実体なるものとして思念されがちであるが、さしあたり、諸々の射映相をその特定の定在形態として統轄するような函数的単一態である。(次篇で究明する通り、この“函数的単一態”が物象化されて“実体”として思念されるのである。)そして、この函数態的所識が当の固有名辞の「被表的意味」にほかならない。茲で省みれば、眼前の射映的与件を「田中一郎」として認知・命名するということは、当の与件を当該名辞の被表的意味たる函数態的同一者が特定値をとっている一事例の相で覚識していることを意味する。命名的指称は(射映的所与を単なるそれ以上の函数態的所識として等値化的に統一することにおいて、質料的所与たる前者に形相的所識たる後者を向妥当せしめるのであるが、この後者は当該名辞を能記とする所記であり、当該名辞と象徴的に結合されている被表的意味であって)、こうして、質料的所与を被表的意味たる形相的所識と等値化的に統一しつつ、そのことを言表する所以の構制になっている。この構制が、すなわち、われわれの謂う述定にほかならない。従って、命名的指称は、それにさいし、射映的与件に対して被表的意味が対自的向妥当せしめられ、当の意味成態が対他的に対妥当せしめられるかぎり、

固有名による場合も含めて、すでに一種の述定・陳述なのであり、命名的判断なのである。」

288-90P

(対話③)「普遍詞による命名的指称の場合についてはもはや多くを語るには及ばないであろう。普遍詞(これは文法上のいわばいわゆる名詞・名詞句だけでなく、形容詞・形容詞句や動詞・動詞句をも含む)を用いて単なる命名、単なる命名的呼称がおこなわれるケースも存在することは嚮に認めた通りである。がしかし、普遍詞が一群の对象的与件を齊しくそれとして意識せしめる所以の函数態的な被表的意味と象徴的に結合されていること、そして、普遍詞による命名的指称は一般に所与対象を当該名辞の被表的意味と等値化的に統一しつつその等値化的統一を言表すること、しかるに、これの等値化的統一は所与の質料に被表的意味たる所識的形相を向妥当せしめる構制にほかならないこと、このことに徴すれば、普遍詞による命名的指称は即自的にわれわれの謂う述定であり、命名的判断である。この間の事情そのものに関しては固有名に即して上述した構制から絮言を要せぬところであろうかと念うが、普遍詞を用いての述定に関しては格別に銘記さるべき論点が幾つか存在する。」 290-1P

(対話④)「「コレハSナリ」という第一次的賓述において、超文法的述語たるSが固有名であれ普遍詞であれ、一般論として、「Sナリ」が言語的言表であるかぎり、論理構成上、对他者的妥当性が既に含意されていること、また、超文法的主語コレの指示する与件を質料とし、超文法的述語Sの表意する被表的意味を形相としつつ、質料的所与に形相的所識を向妥当せしめられること、しかも、超文法的主語たるコレの指示する对象的現相が超文法的述語たるSの表わす函数的成態($f(x)$)の特定値($f(a)$, $f(b)$, $f(c)$, etc.)として認知されるということ、以上のことを念頭においたうえで、ここでは特に普遍詞による述定に関して次の点に留意したい。——“同一の”超文法的主語に関して、(a)「コレハ犬ナリ」、(b)「コレハ脊椎動物ナリ」、(c)「コレハ哺乳動物ナリ」、(d)「コレハ動物ナリ」、(e)「コレハ飼犬ナリ」、(f)「コレハ大キイ」、(g)「コレハ黒イ」、(h)「コレハ走っている」等々、一連の賓述をおこなうことができるし、現にこのたぐいの賓述がおこなわれる。判断の遂行にさいして、常識的には主語対象のそなえている規定性が述語規定のかたちで顕揚的に定立されるものと思念されており、この“顕在化的銘記”にとって所与の主語的对象以外のものは顧から慮外におかれがちである。がしかし、判断の実態はどうであろうか。前掲の(b)や(c)や(d)、さらには「コレハ生物ナリ」「コレハ物体ナリ」「コレハ存在ナリ」といった判断をくだす場合、現前する対象を凝視していると「脊椎動物性」「哺乳動物性」「動物性」「生物性」「物体性」「存在性」といった性質が顕在的に泛かびあがってくるというのか？もしも、当の対象だけしか意識にのぼらないとしたら、とうていそれらの性質が意識されることはありえないであろう。「脊椎動物性」……「存在性」といった“性質”が眼前の対象の“構成分”(?)として分析的に“見出される”わけではない。なるほど、判断の当事意識がつねに分類的対比の意識を明晰にもっているとは言えない。通常は直覚的に判断をくだしてしまい、そこには比較とか対比とかはもとより、分析の意識すら見出せないと言うべきであろうし、極言すれば、対象のそなえている諸々の規定性がどこまで明識されているかさえ疑問である。しかし、脊椎動物という規定は無脊椎動物との、哺乳動物という規定は同位的な他種の動物との、動物という規定は植物との、生物という規定は無生物との……という具合に

同位的他者との反照的区別性においてまずは意識化されるのではないであろうか。そこで、次に脊椎動物という規定は別種の脊椎動物との、動物という規定は別種の動物との、生物という規定は別種の生物との……という具合に同位的他者との反照的類同性において意識化されるのではないか。所与の対象が、このような即自的な対他的反照においてその規定性を明識化され、そのことにおいてはじめて脊椎動物……動物……生物……存在……というたぐいの述定を生ずるのではないかと思われる。前掲の (e) (f) (g) についても同趣である。その点(h)や「コレハ死ンダ」というたぐいの判断は対比的な他者をもたないかのよう
に思われかねないが、それは“他者”なるものを“別の実体”ないし“別の実体の性質”に限定するからのもので、“実体的”には同一の対象であっても、別様の状相との対比的反照のもとに措定されている点では、やはり同趣の構制になっていると言える——ところで、(a)つまり「コレハ犬ナリ」の場合、一般には「猫」とか「狼」とか「虎」とかいう同位的な分類胞族と対比されているわけではないのではないか？ 慥かに、普通の場合、それは生物学的分類上の同位的胞族と対比的に反照されてはいない。そこでは対比的反照の意識が薄く、それだけにいよいよ、ソレがまさにそれ自体で犬デアルが故に「コレハ犬ナリ」と判断されるのだと思念されがちである。しかしながら、それは人々が日常生活において「物」的に分節した世界像に当面していること(この「物」的分節の基幹的な諸単位は歴史的・社会的・文化的に相対的であるとはいえ、われわれの場合、「犬」とか「机」とか「ペン」とか「リンゴ」とか「バラ」とか「テレビ」とか指称される次元での日常的準位での諸個体が基幹的な単位になっていること)、そして基幹的な「物」的分節単位の準位では諸々の「物体」的分節体が同位的な胞族をなしており、従って「犬」は動物学的分類での準位でのように「猫」「狼」「虎」……と同位的な胞族をここでは形成していないこと、このような事情に因るものと思われる。分類的対比の意識がそのために弱くなるとはいえ、「犬」とか「机」とかいう次元での措定は、日常的分節・分類界における、諸「事物」という“同位的胞族”との示差的区別という対比的反照に支えられているのであり、ここでもやはり同趣の構制が存立している次第である。——右の行文においては、“同位的他者”なるもの分節化が既成化している場面に定位するかの風情で議論を運んだが、原初的には、コレハSナリという賓述における(S)の反照的異別化・反照的類同化と相即的に同位的他者との双項的(「ダイコトミック」のルビ)な分立が成立し、胞族的分化秩序(ひいては類種分類秩序体系)が成立するのである。このような対他的反照・分類的照映における判断的措定という機能的関係態に即して超文法的賓辞Sの内包(S)が劃定されて行くのであり、それがまさに言語的能記“S”と象徴的に結合されている所記たることにおいて間主観的同調性(「コンフォーミズム」のルビ)をもった相に調整される。こうして、超文法的賓辞Sの内包(S)は、超文法的主辞コレの指示する与件の対象群に対する函数態的在り方を同位的な他者との反照において規定されつつ、同位的他者の相在をも反照的に規定する所以となる。間主観的同調相のもとでこのような機能的関係態を形成する超文法的次元における判断の普遍詞的賓辞Sを“もの”化して自存視したもの、それが「概念」にほかならない。「概念」は、しかも、超文法的賓述の構制を劃する対他的な異別化と類同化の構図に即して、それぞれ分類秩序態の項として定位される。けだし、概念なるものは判断という機能的関係態の一結節というわるべき所以である。超文法的賓辞は(固有名の場合は与件対象の個体化相の

間主観的安定性を担うにとどまるが)、普遍詞の場合には、こうして、第一次的・基底的な超文法的判断という機能的関係相のもとで概念化される。」291-4P

第三段落——文法的「主辞賓辞」関係の次元に目を向ける 294-303P

(この項の問題設定)「われわれは爰で今や「SハPナリ」という形の文法的「主辞賓辞」関係の次元に目を向けねばならない。成程、「述定的判断」は超文法的にみれば「コレハSナリ、SナルコレハPナリ」という二重判断であり、基底的な構制は嚮にみた超文法的賓述の構制で尽きているとも言える。がしか、「Sナル」という限定的規定態たる「主語」とPという「述語」との関係について特別な討究が必要とされる。この作業は、いずれにしも超文法的な次元に亘らざるをえず、「コレハSナリ」という第一次の賓述に即して、超文法的主語対象の諸規定性と述語規定との関係を立入って討究するという仕方で半ばは遂行することもできたであろうが、その部面をも敢て茲に持越した次第なのである。(尚、「コレガ在ル」「Sが存在スル」という形のいわゆる「存在判断」については、**次篇三章**の論脈で論究することにして、姑く措くことにしたい。)」294P

(対話①)「偕、「SハPナリ」においてSの指示する对象的与件(Sナルコレ)は幾つかの“属性”をそなえている。Sナルコレは一つの“図”として統一態でありながら謂うなれば下位的に分節化しているのであり“錯図”に譬えることもできよう。“図中の図”に譬えられる“属性”は、内自化された相で現前するとはいえ、存在論的に省察してみれば“関係規定の結節”であり、对他的関係性から独立自存するものではない。(この間の事情については**次篇の第一章**で論及する)。が、この関係性、例えば色という属性を当の色として現存せしめる関係規定態(光線の具合、視神経との関係、等々)は「判断」という反照的規定関係とは別次元である。茲では、行文の便宜上、主語対象において見出される特徴的な“内属的性質”そのものは对他的関係から独立にそれ自身として対象に附属しているかのように姑く扱うことにしたい。——われわれは嚮に「主語—述語」関係に照応する对象的関係を(イ)「実体—実体」関係、(ロ)「実体—属性」関係、(ハ)「属性—属性」関係として了解する旧来の思念に仮託しつつ、(イ)(ロ)を(ハ)に還元してみせたうえで、(ハ)の「属性—属性」関係についても三様の考え方がありうることを追認しておいた。それから三様の考え方のうち「第一の考え方」は問題外であるとしても、主語の属性のほうが述語の属性より上位的・普遍的であるとする「第二の考え方」は一応成り立ちうることを認めたとうえで、われわれとしては、主語の属性が述語の属性に対して下位的・特殊であるとする「第三の考え方」の線を採ったのであった。われわれは、ここでは再び「第三の考え方」に即しつつ、「第二の考え方」をも顧慮すべき次序である。——例えば、コノ犬ハ黒イと判断するとき、主語対象たる眼前の犬において見出される或る属性(暗褐色)を「黒イ」として覚識する。ここでは、与件的属性たる暗褐色という特殊態を「黒イ」というより普遍的で包括的な概念に下屬せしめるわけである。「黒イ」という概念がさまざまな値をとりうる“変項”“函数”であることに鑑みれば、当の判断にあつては、主語において見出される特徴的な属性を述語の表わす“変項”“函数”の特定値として認定する構制になっていると言えよう。コノ犬ハ脊椎ヲモツ、コノ犬ハ哺乳スル、といった判断においても構制は同趣であつて、眼前の対象において見出される特殊な属性的与件を、脊椎とか哺乳とかいう普遍的な概念に包摂し、述語“変項”“函数”の特定値として認定していると言える。ここにおいては、眼前の

与件的属性が「黒」「脊椎」「哺乳」といった既成概念(単なる内包ではなく「能記—所記」成態としての)と反照的に関係づけられているわけであるが、既成概念とのこの反照は、当該与件をヒトがどう呼称するかの追認、当該与件をヒトがどの概念に包摂するかの判定にもほかならない。」294-5P

(小さなポイントの但し書き)「否定判断については対他・対自の間主観的な場面に定位して後に論じるが、とりあえず次のように言い切っておこう。否定形の場合には、与件的属性を当の述語“函数”の特定値としては認知しないことの表明であり、ヒトが当該述詞では呼称しないことの追認である。」295-6P

(対話②)「このさい、例えば「黒イ」という述定は「赤イ」「白イ」「青イ」……という同位的概念との区別性を即自的に含意し、「色」という上位概念に即した分類的定位を即自的に含意する。「脊椎ヲモツ」「哺乳スル」といった述定においてもその点では同断である。判断的述定は、一般的構制として、即自的には、同位概念との別様性の認知、ならびに、上位概念に即しての分類的な定位を含意するのである。」296P

(対話③)「以上では、嚮に謂う「第三の考え方」の線で論じたが、そこでの構制を範式化していえば「Sの〇〇という属性ハPナリ」という形になっている。このため、主語が、もはや「S」ではなく「Sの〇〇という属性」になってしまっているのではないかとの嫌疑が生じる。茲では、しかし、この嫌疑に相接する前に、嚮に謂う「第二の考え方」を顧慮しておこう。この考え方でも「Sの〇〇という属性ハPナリ」という形の構制になるが、但し、「第二の考え方」では「〇〇という属性」を賓概念Pよりも上位的普遍的であるものと見做す。例えば「コノ犬(の色という属性)ハ黒イ」というさい、謂う所の「色」は、暗褐色といった特殊な規定性ではなく、色彩性という一般者・普遍者だというわけである。この考え方はあながち謂われなしとしない。主語対象が暗褐色という特殊な色を帯びているかぎり、それは色彩性を帯びている、ということが出来る。一般論として、或る特殊の規定性を主語対象が帯びている場合には、主語対象は当の特殊的规定の上位概念にあたる規定性を帯びている旨を立論できる。だが、暗褐色という属性を色彩性として覚知することは現に可能だとしても、主語対象が色彩性という属性を附帯していると言えるであろうか。対象が直接的に附帯しているのは暗褐色といった特個的な規定性と言うべきではないか。コノ犬の色彩性ハ黒イと謂うのは、コノ犬が現にそなえている属性(暗褐色)ハ色彩性という観点から反照的に言えば黒イ、という謂いにほかなるまい。色彩性という上位概念の規定性は、主語対象に直接的に附帯している属性なのではなく、反照的な観点に应ずるものなのである。このようにみてくるとき、主語対象のそなえている属性自身が述語の表わす属性よりも普遍的・上位的であるという提題は維持しがたい。がしかし、上位概念に应ずる観点から反照的に言えば……という構制は妥当する。この事実が謂う所の「第二の考え方」が一見妥当するかのように思わせる舞台裏である。顧みるに、「第三の考え方」の線で押しても、判断的述定は、述詞の同位概念との別種性の認知と併せて、上位概念に即しての分類的な定位を即自的に含意する構制になっている。「第二の考え方」は、この一般的構制における「上位概念に即しての即自的な分類的定位」を顕揚したものとすることもできよう。〔後程〕この件に立帰って論ずる予定であるが、いわゆる「概念思考的判断」においてはこの顕揚が著しくなる。そのため、「概念思考的判断」にあっては「第二の考え方」が

妥当性をもつかのように思われる次第なのである。」 296-7P

(対話④)「われわれは、茲で、いわゆる「総合判断」と「分析判断」との区別について、後続の議論に必要なかぎり、若干の討究を挿んでおこう。」 297P

(対話⑤)「判断は、主概念のうちに既に含まれていた契機を述語概念のかたちで明示的に定位する場合「分析判断」であると言われ、主語概念のうちに含まれていなかった契機を述語概念のかたちで定位する場合「総合判断」であると言われる。だが、「主語概念のうちに含まれている」とは如何なる謂いであるか？ (イ)主語表象のうちに構成契機として含まれていることの謂いであるか、(ロ)主語対象に附属する属性のうちに含まれていることの謂いであるか、(ハ)主語概念の表わす意味のうちに契機として含まれていることの謂いであるか、(イ)の場合、或る事柄について熟知的にイメージ・アップしていた者にとっては“分析的”で、無知だった者にとっては“総合的”ということになってしまおう。すなわち、論理的には同一の判断であっても、人によって“分析的”になったり“総合的”になったりしてしまう。これでは、判断の種類の区別ではなく、心理的区別にしかならない。それゆえ、この次元での区別は判断論としての判断論にとって無用であろう。(ロ)の場合、真なる判断に関するかぎり、肯定的判断はすべて分析的で、否定的判断はすべて総合的ということになって、殊更に「分析判断」「総合判断」という種別を設けるべき積極的な理由が認められないことになろう。(厳密に言えば、「含まれる」という詞の曖昧性の故に、この論断には問題が残るのであるが、後論にとって本質的には響かないので、このまま押し切っておく。)」 297-8P

(対話⑥)「(ハ)の場合、これには事実上、(イ)または(ロ)の言い換えにすぎないたぐいのものも含まれるが、そうでないはずのものだけを検討しよう。次のような判断をくだしたものとす。(a)コノ赤イ花ハ赤イ、(b)コノ赤イ花ハ白クナイ、(c)パンダハ猫科ノ動物デア、(d)パンダハ犬科ノ動物デハナイ。まず、(a)「コノ赤イ花ハ赤イ」において主語たる「(コノ)赤イ花」は述語たる「赤イ」の意味を既に含んでおり、従って、この判断は分析的判断であることになる。しかし、「赤イ花」という文法的な主語は、これが二概念を含むものとみなされるかぎり、超文法的には「コレハ赤イ、赤イコレハ花ダ」ないし「コレハ花ダ、花タルコレハ赤イ」という二重判断の成態である。それゆえ、文法的述語「赤イ」による賓述は、超文法的次元での先行判断「コレハ赤イ」をトートロジカルに反復したものにすぎない。そして、そのかぎりにおいて分析的判断と呼ばれるのである。ところが超文法的な主語「赤イ花」成立せしめる超文法的賓述たる「コレハ花ダ」にせよ「コレハ赤イ」にせよ、コレという主語は花や赤を意味的に含んでいない。それゆえ、当の超文法的賓述は総合的判断ということになる。それはこの例に限ったことではない。超文法的な主語は指示機能しかもたず、述語に何がこようと、述語の意味を含んでいない。故に、超文法的判断はすべて総合判断であるということになる。(b)「コノ赤イ花ハ白クナイ」はどうか。白クナイということは「赤イ花」という文法的な主語には直接含まれていない。しかし、この文法的な主語を成立させる超文法的賓述の一契機たる「コレハ赤イ」という判断が先にみておいたように、述詞の同位概念たる「白イ」「黒イ」「青イ」……との対他的反照・対他的異別性の認知を即自的には含意している。この超文法的異立「白クナイ」は総合的であるが、それに俟って、「コノ赤イ花ハ非白デア」という述定は分析的であるということになろう。

(c)「パンダハ猫科ノ動物デアル」という判断は、既成の概念体系(類種的分類体系)において、下位概念を主語とし上位概念を述語とした形になっている。そこで、下位概念は、概念体系の意味構制上、上位概念を意味的に含むとすれば、この判断に限らず、一般に、下位概念を主語にし上位概念を述語にする判断は分析判断だということになる。(d)「パンダハ犬科ノ動物デハナイ」について言えば、これは「犬科」「熊科」……という同位概念への反照的区別性を即自的に含意しているかぎり、パンダはハ非犬科ノ動物ナリということは分析的判断であるということになる。しかも、犬科の下位概念たるシェパード、ブルドッグ……を述詞とする判断、「パンダはシェパードデナイ」「パンダハブルドッグデナイ」……もまた、分析判断からの分析判断的帰結とした、これまた分析的判断ということになる道理である。翻って、(e)「コノ花ハ桜ダ」というように、ないしは、(f)「コノ動物ハ犬デナイ」というように上位概念を主語として下位概念を述語とした判断は、上位概念は意味構制上下位概念を意味的に含んでいないので総合的判断ということになる。また、(g)「犬ハ猫デナイ」というような同位概念どうしを主語・述語とする否定形の判断は、超文法的異立の次元では総合的であるが、「非猫デアル」の述定は分析的ということになる。——われわれ自身の見地では「分析的判断」と「総合的判断」との区別ということとは、既成の概念的体系の意味構制なるものが問題的であることもあって、本質的な区別ではない。それゆえ、ここでは周到な分類は省くことにする。がしかし、以上を纏めるかたちで次のように言うておくことができる。分析的・総合的ということ(イ)主語表象の表象的契機、ないし、(ロ)主語対象の属性的契機に定位して区別しようとする議論は実質的にナンセンスである、しかし、(ハ)主語概念と述語概念との含意関係に即する議論は一応成立しうる、そして、この(ハ)においては、(1)超文法的賓述判断はすべて総合的である、(2)超文法的賓述を文法的賓述においてトートロジカルに反復する判断は分析的である、(3)或る主語に関する述語判断が即自的に含意している対他の反照肢を対自的に述定する判断は分析的である、(4)下位概念を主語とし上位概念を述語とする判断は分析的である、(5)上位概念を主語とし下位概念を述語とする判断は総合的である。」 298-300P

(対話⑦)「われわれは、爰で、嚮に「知覚的現場判断」と「概念思考的判断」と呼び分けたものの区別を明示的に規定することができる。——知覚的現場判断というのは、知覚的に現前する(精確には表象的現前でも可)対象的“図”について、その“錯図”的、“属性”に即して、明晰判明化的におこなわれる判断である。“図”という現相的与件は“注視”しただけでおのずと“錯図”化し、明晰判明化することもあるが、賓述に先立つこの明晰判明化は、それ自身としては知覚過程に属するものであって、知覚現場的な判断ではない。“錯図”における“図中の図”の相で現前する“属性”に即して、それをPとして覚識することにおいて知覚現場的判断が成立する。このさい“属性”といっても純粋な現相的与件ではなく既に一定の意味的所識と等値化的に統一されているのであるが、われわれとしては言語的述詞が介在し、述詞の被表的意味が向妥当せしめられる場面から判断と呼ぶ次第なのである。尚“図”の“錯図”化といっても、これは所与対象が統一態を維持しつつも、規定性を分節化的に現相化せしめることの謂いであって、文字通りの錯図的分節化の謂いではない。」 300P

(対話⑧)「ところで、対象的与件たる“図”が“注視”しただけでおのずと“錯図”的に分

節した相で現前するようになる場合があるとはいえ、純然たる知覚的観察過程だけでの分節化の進捗は限られており、判断的態勢と相即的に“錯図”的分節化、規定性の明晰判明化が大いに進展するというのが実情である。判断的態勢に応じて、純然たる知覚過程だけではとうてい現前化しえなかったであろうような相での分節化や明晰判明化が実現する。所与の現相に対する判断的態勢において、いかなる述詞が泛かぶかは洞見的(einsichtlich)であり、論理的な必然性があるわけではないが、ともかく或る述詞が“外来的”に導入され、肯定的であれ否定的であれ賓述が生ずると相即的に、与件対象の“錯図化”すなわち規定性の分化的現識が進捗する。この規定態の判明化は即自的には与件の対他的反照規定関係の覚知であると言えよう。知覚現場的判断は超文法的判断の場面にだけ限られるものでなく、対象的与件が文法的主辞によって指称されたもの(Sタルコレ)であることを妨げない。但し、知覚現場的判断においては、Sという概念の「内包」的意味(被表的意味)たる意味的所識が明晰判明化されるのではなく、あくまで対象的与件の現相的所与が“錯図”化・明晰判明化されて、当の所与的現相に即してPという賓述がおこなわれるのである。——概念思考的判断というのは、主語概念の指示する対象について、主語概念の内包的規定性に即して、明晰判明化的におこなわれる判断である。主語概念の表わす内包的規定性(被表的意味)はそれ自身を省察しただけでおのずと判断明晰化することもあるが、賓述に先立つこの明晰判明化は、それ自身としては主語概念に関する省察過程に属するものであって、概念思考的な判断ではない。省察的に覚識されるSの内包的規定性たる被表的意味ないしこれの“もの”化された被指的意味については、その規定性を省察しただけでおのずと明晰化する場合があるとはいえ、純然たる内自的省察過程だけでの分節化は限られており、判断的態勢と相即的に規定性の分節化・明晰判明化が大いに進捗する。そもそも、主語概念の内包的規定性に関する省察なるものが大抵の場合すでに事実上判断過程に入っているというのが実態であろう。が、ともあれ、単なる省察過程ではとうてい分節的に覚識されなかったであろうような主語概念の内包的規定性の明晰判明化が、判断的態勢と即応して実現する。判断的態勢において、いかなる述詞が泛かぶかは洞見的であり、論理的な必然性がそれ自身としてあるわけではないが(論理的必然性が云々されるのは事後的に主語概念と述語概念との包摂関係を反省する場面においてのことであって、述詞が洞見的に、時としては仮設的に泛かぶ場面ではおよそ論理的必然性はなく、たかだか心理的な蓋然性が認められるにすぎない)、しかしともあれ、或る述詞が“外来的”に導入され、肯定的であれ否定的であれ賓述が生ずると相即的に、主語対象の規定性(という相に“物性化”されている主語概念の被表的・内包的な意味規定性)の分節化的現識が進展する。規定態のこの判明化は即自的には主語対象性の対他的反照規定関係の覚知であると言えよう。概念的思考判断は抽象的思弁の場だけに限られるものではなく、具体例に即したものでもありうるし、特定のS(例えばコノ花)に即したものであることをも妨げない。但し、概念思考的判断においては、いかに具体例に即したものであれ、対象的与件の現相的与件が“錯図”化されるのではなく(仮りにこれが生じたとしてもそれは副表象的な一事例たるにすぎず)、あくまで主語概念Sの「内包」的意味(被表的意味)たる意味的所識が明晰判明化されて、当の被指的对象Sに即してPという賓述がおこなわれるのである。——「知覚現場的判断」と「概念思考的判断」との相違は、詮ずるところ、前者が「主語の指し示す所与的

現相」に対象的に関わる賓述であるのに対して、後者が「主語の言い表わす所識的意味」に対象的に関わる賓述であるという相違に存する。」 300-2P

(対話⑨)「茲で、最後に、先刻来の懸案にも応えつつ、「判断の意味構造」を対自的に定式化しておかねばならない。懸案というのは、「判断」は、単なる命名的指称の場合とは異なり、主語対象の或る規定性に即して賓述がおこなわれる構制(謂うなれば「象ハ鼻ガ長イ」式の構制)になっている以上、真の主語は「Sノ〇〇性」(象ノ鼻)であって、Sそのものを主語と言うことは失当ではないか、という懸念への応答である。判断の過程においてSからSノ〇〇性へと主題が遷移する場合が慥かにあり、その場合にはなるほど「Sノ〇〇性」を以って「主語」としなければなるまい。しかしながら、判断にさいして一般には、〇〇性そのものが主題なのではなく、主題はあくまでSの指称する対象であり、対象Sハ〇〇に即して言えばPナリという賓述がおこなわれる。Sの指示する“対象”はSの表意する“函数”的統一態と等値化的に統一されている“単一態”であり、(なるほどこの単一態が錯図化している場合、実際的には)その“項”的契機を質料的与件としつつ述詞の被表の意味が形相的契機として向妥当せしめられ(ここに成立する「質料—形相」成態が対妥当せしめられ)るとはいえ、判断的措定における志向的对象は一般にはあくまでSと指称される当の“単一態”なのである。「Sハ〇〇性に即してPナリ(Sノ〇〇性ハPナリ)」という構制態を日常用語法では「SハPナリ」と称するのであって、Sが分節化を孕みつつも単一態の相で対象的・主題的に志向されているかぎり、われわれは単一態Sを主語と呼び続けることを許される。——翻って、Pナリという述定は、嚮にみておいた通り、概念Pの同位的諸概念との反照的別種性、概念Pの上位的概念との反照的同類性を即自的に含意する。判断成態「SハPナリ」は、かくして、「Sハ(〇〇に即して)(××への反照関係において)Pナリ」という意味構造を有つのである。」 302-3P

第三節 命題的事態の存立性

(この節の問題設定—長い標題)「「概念思考的判断」の意味成態は固有の存立性をもつものと思念され、階統的秩序体系を形成する命題的事態の相で自存視される。——命題的事態には、判断的肯定の内自化された「SハPナリ」という積極形と、判断的否定の「SハPナラズ」という消極形とがある。命題的事態は、判断における主語の「量」的规定に応じて、「此ノSハPナリ」(「此ノSハPナラズ」)という単称型、「或ルSハPナリ」(「或ルSハPナラズ」)という特称型、「凡ソSハPナリ」(「凡ソSハPナラズ」)という全称型に岐れる。——われわれは、命題的事態を「知覚現場的判断」の場面へと基底的に還元しつつ、命題の「量」的规定を検覈し、さらには、命題における被指態と叙示態との存立実態を把え返しておかねばならない。」 303P

第一段落——命題(溯っては「判断」)の「量」的规定を討究する前梯として「Sというもの」の存立実態を把え返す 304-7P

(この項の問題設定)「判断成態は、判断のアクチュアルな場面における属性的契機への留目や対他的反照への顧慮が謂うなれば“奪胎”されて、「S(というもの)ハPナリ」「S(というもの)ハPナラズ」という命題的事態の相で自存するかのように思念される。命題的事態は、しかも、判断的措定に対して先行的な与件的对象性であるかのようにすら思念されがちである。われわれは、命題(溯っては「判断」)の「量」的规定、すなわち、単称命題・特

称命題・全称命題の区別や存立構造を討究する前梯としても、爰でまずは「Sというもの」の存立実態からみておこう。」304P

(対話①)「命題の文法的主語が指称する「Sというもの」は、「コレハSナリ」「コレハSナラズ」という超文法的判断指定における賓述詞Sの意味が“もの”化されたものにほかならない。ところで、超文法的賓述詞Sはいわゆる「名詞」とは限らないのであって、超文法的賓述を類型化すれば次の三つに類別することができる。／(1)コレは何々(だ)。コレは何々でない。[基質認知]。例 コレハ犬(だ)。コレは犬でない。／(2)コレは然々する。コレハ然々しない。[能相把握]。例 コレは吠える。コレは吠えない。／(3)コレは斯々しい。コレは斯々しくない。[性質規定]。例 コレは大きい。コレは大きくない。」304P

(対話②)「右の類型において、(1)の「何々」つまり認知される基質を表現するのは文法にいわゆる「名詞」、(2)の「然々する」つまり把握される能相を表現するのはいわゆる「動詞」、(3)の「斯々しい」つまり規定される性状を表現するのはいわゆる「形容詞」におおむね照応する。尚、コレは<吠える>として覚知されたソレがさらに<犬>として認知されたり、ソレがさらにまた<大きい>として規定されたりする場合もありうる。そのさいには、コレハ<吠える犬(だ)>、コノ<吠える犬は大きい>という認知や規定が生じ、乃至はまた、<犬が吠える>、コノ<犬は大きい>、<大きい犬が吠える>といった多重的な把握も生じうる。が、第一に銘記さるべきことは、いわゆる動詞や形容詞だけでなく、名詞もまた超文法的・第一次的には(1)の類型における述定詞だということである。——人々はしばしば文章の基本形式を「名詞＋動詞」のかたちで考え、名詞というものは第一次的に主語に立つものであるかのように見做し、また形容詞というものは第一義的には名詞の修飾語であるかのように見做しがちであるが、いわゆる名詞も形容詞も、第一次的には、述定詞であることを念頭に収めておかねばならない。——成程、前掲の類型(1)(2)(3)における指示詞コレの位置に、基質述定詞たるいわゆる名詞「何々」はそのままのかたちで代入されうるのに対して、能相述定詞＝動詞「然々する」および性質述定詞＝形容詞「斯々しい」は代入にさいして一定の変形を要する。しかし、このような相違はあるにせよ、ともあれ、原基的には述定詞であるところのものが、二重の述定文たる「何々ハ云々」という形の文章において主語の位置に立ちうるということ、そして、まさしくこのことにおいていわゆる「名詞化」がおこなわれるのだということ、われわれはこのことを銘記して「SハPナリ」という命題的事態の分析的討究を進めることにしよう。」304-5P

(対話③)「嚮の三類型(1)(2)(3)において同じく「コレ」という超文法的主語で主題的与件が提示されるとはいえ、主題的与件と三類の述定詞との関係に種別的な差異がある。「犬(だ)！」「吠える！」「大きい！」という覚知が反省以前的に分節化した事態、すなわち、(1)コレは犬(だ)、(2)コレは吠える、(3)コレは大きい、という事態において、それぞれの「コレ」は当初の<犬(だ)ということ><吠えるということ><大きいということ>に対して或る別なもの(etwas Anderes)である。この etwas Anderes たる「コレ」は、(1)においては基質たる「犬」の本体であり、(2)においては能相たる「動き」の主体であり、(3)においては性質なる「大きい」の基体である、と呼ぶことができよう。このさい、(1)「本体—基質」、(2)「主体—能相」、(3)「基体—性質」、それぞれの分節化は共時的・共軌的に生じるのであって、全体としての述定態は、(1)「コレ(本体)は基質何々(犬)デアル」、(2)「コレ(主体)は能相

然々(動き)ヲ為ス、(3)「コレ(基体)は性質斯々(大きさ)ヲ有ツ」という自己分割的統一態(eine Sich-selbst-Ur-teilende-Einheit)として存立する。——「コレ」、つまり、本体・主体・基体は、それについて述定される、基質・能相・性質とは etwas Anderes として区別性において意識されていると同時に、述定的統一性に留目していえば、(1)何々というときすでに本体の基質性に即してであり、(2) 然々というとき主体の能相性に即してであり、(3) 斯々というとき基体の性質性に即してである。視角をかえてみれば、知覚現場的には、「コレ」は、(1)基質何々デアル本体(犬デアルところのコレ)、(2)能作然々ヲ為ス主体(吠エルところのコレ)、(3)性質斯々ヲ有ツ基体(大キイところのコレ)である。」 305-6P

(対話④)「知覚現場的には右の如くであるが、知覚現場を離れて、何々・然々・斯々と称するとき、つまり、超文法的賓述詞が“名詞化”されて文法的主辞と化した「S」を唱するとき、Sデアル当体・主体・基体は(犬デアル或ルモノ、吠エル或ルモノ、大キイ或ルモノといった)「Sナル或ルモノ」という相に“脱肉化”されてしまっているのが普通である。——知覚現場的に現認されている「犬デアルところのコレ」「吠エルところのコレ」「大キイところのコレ」とは異なり、「犬デアル或ルモノ」「吠エル或ルモノ」「大キイ或ルモノ」等々、つまり、「Sなる或ルモノ」は、たかだか範例的な副表象を伴う相で覚識されるにすぎない。われわれは、「Sなる此ノモノ」ないし「Sなる或ルモノ」が、知覚的であれ表象的であれ“個体”的な対象相で現相しつつ、詞Sで指し示されているかぎり、その“個体”的な対象現相を詞Sの「被示的意味」と呼ぶ。詞Sのたる個体的現相は、概念Sの「被示的意味」たる個体的現相は、概念Sの「内包的意味」すなわち詞Sの「被表的意味」たる“函数態” $f(x, y, \dots)$ が特定値 $f(x_0, y_0, \dots)$ で定在しているものという構制を示す。——ところで、知覚的現場を離れると「被示的意味」たる「Sなる或ルモノ」はたかだか表象の相でしか泛かばず、「SハPナリ」という判断は、副表象として泛かぶ被示的意味を範例的に顧慮するとしても、Sの内包的意味そのものを判明化しつつ、前節に謂う「概念思考的判断」のかたちでおこなわれるのが普通になる。ここにあっては、Sの「被表的意味」たる“函数態” $f(x, y, \dots)$ がにもつぱら留目される。このさい、Sという主語はあくまで或る対象的与件を指示するものであるという構制が維持されているかぎり、そして对象的に泛かぶ被示的意味そのものは所詮範例的な副表象にすぎないものと了解されているかぎり、Pという賓述にさいして留目されるSの被表的意味そのものが対象的な与件の相で覚識され、“対象化”される。このようにして“対象化”された「被表的意味」がわれわれの謂う「被指的意味」にほかならない。SハPナリという判断的述定が、もはやSの被示的意味に即してではなく、Sの被指的意味についておこなわれるようになったもの、それが「SというものハPナリ」という概念思考的な判断的措定である。かくして、謂う所の「Sというもの」、それはSの被表的意味が賓述の対象として“もの”化されたイデアールな或るものなのである。」 306-7P・・・「被示的意味」「被表的意味」「被指的意味」の規定

(対話⑤)「このようにして、主辞Sの被示的意味が“奪胎”され、被指的意味そのものが対象的・主題的な被提示態となることを俟って、「S(というもの)ハPナリ」「S(というもの)ハPナラズ」といった命題的事態が存立するようになり、これら命題的事態が階統的に秩序づけられるに及ぶのであるが、議論の順序として、われわれはここで命題の「量」的

規定に目を向けねばならない。」 307P

第二段落——命題の「量」的規定の詳述 307-12P

(この項の問題設定)「命題の「量」規定は判断の「量」規定に俟つものである。が、「判断」の量的規定、すなわち、単称・特称・全称ということの区別的規定は、われわれの場合判断主語の「被示的意味」の次元と「被指的意味」の次元とに分けて、二重におこなう必要がある。」 307P

(対話①)「まず、判断の主語Sの被示的意味に即する場合、単称判断は「一ツノSハPナリ(ナラズ)」、特称判断は「若干ノSハPナリ(ナラズ)」、全称判断は「全テノSハPナリ(ナラズ)」という形で標記されうるが、意味構制をみれば、単称判断においては「Sと呼ばれる一つの“個体的”対象はPなり(ならず)」、特称判断においては「Sと呼ばれる若干の“個体的”対象はPなり(ならず)」、「Sと呼ばれる全ての“個体的”対象はPなり(ならず)」という内容になっている。判断主語の被示的意味に即する場合、判断の「量」的規定は、Pナリ(ナラズ)という賓述がSと呼ばれる“個体的”対象(詞Sの被示的意味対象)の「一つ」についておこなわれるか、「若干」についておこなわれるか、「全て」についておこなわれるか、これに応じて岐れるのである。——伝説的な考え方にあつては、「固有名」は唯一つの個体的対象をもつばら指示するものとみなされているので、固有名を主語にする判断は単称判断であるとされてきた。(尤も、固有名は外延的对象が唯一つに限られているので、その一つで全外延的对象が尽くされており、従つて固有名を主語とする判断は実質的には全称判断でもあるとされてきたのではあるが。)われわれの場合、しかし、被示的意味たる“個体的”対象なるものを必ずしもいわゆる「実体」の意味にはとらない。われわれは、Sの被示的意味たる一つ一つの“与件的現相”を、それが“函数態”たるSの被表的意思の“特定値”的定在とみなされうるかぎり、“個体的”対象として扱うことができる。(諸々の“射映的諸現相”を単一の「実体」の諸相として把え返すかどうかはまた別次元での一判断なのであり、知覚現場的判断は、さしあたり現相する“個体的”対象についておこなわれるのであつて、「実体」そのものという単一体についておこなわれるのではない。)従つて、われわれの見地では、固有名を主語とする判断であるからとつて、直ちに単称判断ということにならない。——」 307-8P

(対話②)「ところで、全称判断がおこなわれる場合、果たして常に、主語で呼ばれる一つ一つの対象を枚挙的に主題化しつつ、文字通りに、Sと呼ばれる全ての“個体的”対象についてを賓述が遂行されるのであろうか。「此ノ部屋ニ居ル人間ハ全テ日本人ダ」と判断する場合など、文字通りに、主語で呼ばれるすべての“個体的”対象を枚挙的に主題化しつつ、全称的な判断が遂行されるケースも慥かにありうる。がしかし、例えば「全テノ第一族重金属元素ハ常温ニオイテハ固体ナリ」と判断する場合、主語で呼ばれる対象の具体相を逐一枚挙的に検討するのではなく、金と銀と銅という三つの“もの”だけがあるかのように扱つて、金は常温において固体、銀も常温において固体、銅も常温において固体、故に、全ての第一族重金属元素は……という具合に判断するのが実情であらう。特称判断に関しても同趣である。「コノ部屋ニ居ル人間の若干ハ西洋人ダ」と判断する場合など、慥かに、主語で呼ばれる“個体的”対象群について判断がおこなわれる場合もある。しかし、例えば「若干ノ動物ハ肺デ呼吸スル」と判断する場合など、一匹一匹の動物を主題化するので

はなく、鳥類、爬虫類、両棲類、魚類……といった幾つかの“もの”があってそのうちの若干肺呼吸することを認定するというのが実情であろう。では「金」「銀」「銅」とか、「哺乳類」「鳥類」「魚類」……とかいう“個体的対象”が存在するとでもいうのか。或る概念で呼ばれる対象とはその概念の「下位概念を“もの”化したもの」であるとでもいうのか。これはいかにも技巧的な強弁にすぎよう。人がもし、単称・特称・全称の区別性ということをおくまで判断的主語の指し示す“個体的”対象の次元だけで考えようとするすれば、現実におこなわれている全称判断や特称判断の実態をカヴァーしきれないことは明らかである。このさい、敢て、或る概念の下位概念を“もの”化して、それが当該概念の“外延”であると強弁し、甚だしきに至っては、それが“個別的对象”の相で実在すると妄言したとしても、それはアド・ホックな弥縫(「びほう」のルビ)策でしかありえない。単称的・特称的・全称的な判断が、知覚現場的に、具体的な“個体的”対象(群)に即して遂行される場合が慥かにあるとはいえ、そして、“個体的”対象(群)に即した単称・特称・全称の区別が発生論的にみて基底的事実であることは慥かであるにせよ、われわれは現実に遂行されている単称判断・特称判断・全称判断のすべてが主語の指示する具体的、個別的对象に即して岐れているものとは看じない。」 308-9P

(対話③)「単称判断・特称判断・全称判断の区別は、建前上、窮局的には、主語で指称される“個体的”対象(群)に即しての区別、つまり、主語の被示的意味に即した次元での区別に帰趨する旨が主張されうるにしても、概念思考的判断の実際にあっては、被示的意味に定位したそれとは別途の構制で単称・特称・全称が区別されている。それは、主概念Sの被指的意味と賓概念Pの被表的意味との意味関係に定位した区別である。」 309-10P

(対話④)「そこで、主概念の被指的意味と賓概念の被表的意味との意味関係に定位した単称判断・特称判断・全称判断の区別に議論を進めよう。——概念の「被指的意味」は、嚮に誌した通り、当該概念の「被表的意味」が“もの”化されたものである。しかるに、被表的意味は一つの“函数態”という単一態であるから、この“もの”化された当該の被指的意味も単一である。」 310P

(小さなポイントの但し書き)「(或る概念の外延は、被示的意味たる“個体的”対象に即すれば複数個存在しうるが、そして、或る種の脈絡ではわれわれ自身、或る概念で指し示される被示的意味を当該概念の外延と呼ぶのではあるが、勝義における「外延」とはその概念の被指的意味の謂いであり、従って、勝義の「外延」は概念ごとに各一つだけである。尚、或る種の論脈では、概念はその同位的下位概念つまりそれに下屬する同位的諸概念の被指的意味を“外延群”として有つかのように扱う場合もある。が、それは、被指的意味に即した判断・命題の量規定を被示的意味に即した量規定の構制になぞらえた特別の脈絡でのことであり、物象化的錯視に妥協した立論方式であって、われわれ自身の本意ではない。)」 310P

(対話⑤)「概念は、こうして、いわゆる普遍詞であれ固有名であれ単一の被指的意味、単一の「外延」とかもたないものであるから、判断の量的規定を主語概念の外延的量的規定に即して云々することは不可能である。また、被指的意味に定位するとき、単称判断・単称命題と全称判断・全称命題とは實際上重なってしまう。これを「汎称」と呼ぶことにすれば、被指的意味に即した判断・命題の「量」区別は、「凡ソSハPナリ(ナラズ)」という汎称と

「或ルSハPナリ(ナラズ)」という特称との二つに岐れる。——われわれは前々節において概念の分類階統体系を論考した折りに、類的上位概念の内包を“擬似的な”函数態 $f(k,a)$ ……で標記したのであったが、ここでもこの標記法を踏襲することにしよう。主概念Sの内包的・被表的意味は嚮に誌したごとき経緯で“もの”化されて被指的意思になっているとはいえ、主概念Sの被指的意思と賓概念Pとの関係は帰するところ両概念の内包的・被表的意味どうしの関係である。そこで、主概念Sの被表的意味と賓概念Pの被表的意味との形式的意味関係に即して(ここではまだ判断・命題の真偽とは無関係であって、あくまで形式的な“正当的”意味関係に即してのことであるが)、(一)の(イ) $f(k,a)$ と $f(k,x)$ というように、Sの被表的意味がPの被表的意味函数の特定値になっている場合、および、(一)の(ロ) $f(k,a)$ と $f(k,a)$ というように、SとPの被表的意味が全く同一である場合(これをトートロジーと謂う)、「凡ソSハPナリ」という「汎称肯定判断」が論理構制上「正当(「リヒティッヒ」のルビ)」におこなわれる。(二)の(イ) $f(k,x)$ と $f(k,a)$ というようにPの被表的意味がSの被表的意味函数の特定値になっている場合、および、(二)の(ロ)「汎称肯定」が可能であるにもかかわらず敢て主概念を限定する場合「或ルSハPナリ」という「特称肯定判断」がおこなわれる。(三)の(イ) $f(k,x)$ と $f(l,x)$ というように、Sの被表的意味とPの被表的意味函数とが別々の“定項”を含む場合(これを別類と謂う)、および、(三)の(ロ) $f(k,a)$ と $f(k,b)$ というように、Sの被表的意味とPの被表的意味函数とが“同一函数”の“変項”が別々の“値”をとったかたちになっている場合(これを別種・別個と謂う)、「凡ソSハPナラズ」という「汎称否定判断」がおこなわれる。(四)の(イ) $f(k,x)$ と $f(k,a)$ というように、Pの被表的意味が函数がSの被表的意味函数の特定値になっている場合、および、(四)の(ロ)「汎称否定」が可能であるにもかかわらず敢て主概念を限定する場合、「或ルSハPナラズ」という「特称否定判断」がおこなわれる。——われわれは、これら汎称判断および特称判断を、主概念の“外延”ということを一種独特の仕方で規定することによって(つまり、主概念に下屬する同位的諸概念の被指的意思を以って主概念の“外延”なりとみなすことによって)、主概念の被示的意思に即した単称・特称・全称の区別的構制になぞらえることも可能であるが、そして、現に、そのような構制で単称・特称・全称の判断が遂行される場合もあるのであるが、ここではその構制に立入るには及ぶまい。(念のために書き添えれば、われわれの謂う「汎称」と「特称」との区別は、実質的には、「SハPナリ(ナラズ)」は必然ナリ・可能ナリという様相的区別に還元さるべきものとも言える。敢て「量的区別規定とするのは、伝統的な構制と日常的配備への妥協に基づくものである。』310-2P

第三段落——知覚現場的指称と被指的意思を指称している場合との区別の必要 312-7P

(この項の問題設定)「われわれは、同じく「SハPナリ(ナラズ)」と標記される成態であっても、Sが知覚現場的に、具体的な“個体的”対象たる被示的意思を指称している場合と、Sが概念思想的に「Sというもの」という被指的意思を指称しているにすぎない場合とを明確に区別する必要がある。前者の場合、Sと呼ばれる具体的な“個体的”対象が、単一であれ若干であれ全てであれ、(1)何々デア(デナイ)、(2)然々スル(シナイ)、(3)斯々シイ(シクナイ)という具象的な(1)事実、(2)事件、(3)事況を表わすのに対して、後者の場合、「或ル」と限定されるにせよ「凡ソ」であるにせよ、ともかく「SというものはPである(でない)」という事態を表わす。——事実・事件・事況は、Sと呼ばれるレアールな現相的所与にP

で表わされるイデアールな意味的所識を向妥当せしめた、レアール・イデアールな成態である。それにひきかえ、命題的事態は、Sの指すイデアールな被指的意味に(Sの表わす被表的意味契機に即して) Pで表されるイデアールな意味的所識を向妥当せしめた、イルレアール・イデアールな成態である。勿論、イデアールな命題的事態が、命題成態から離れて、独立自存するわけではない。命題成態(判断成態)は、副表象を“肉化”の“場”とすることもあるし、そうでない場合にも、必ず「S—P」能記成態というレアールな与件を“肉化”の“場”とする。命題的事態というのは、命題成態の意味、つまり、「S—P」能記成態の表わす所記的意味成態なのであって、それ自身としてはあくまでイデアールな形象(「ゲビルデ」のルビ)なのである。平俗に言えば、命題的事態とは(「SハPナリ(ナラズ)」というコト)である。——翻って、事実・事件・事況(われわれはこれを総称して「事象」と呼ぶ)であっても、命題式に標記すればやはり「SハPナリ(ナラズ)」というかたちになり、ここでも<「SハPナリ(ナラズ)」というコト>が表わされていると言える。知覚現場的な「SハPナリ(ナラズ)」という事象、つまり(1)「Sタルコレハ何々(だ)」、(2)「Sタルコレハ然々する」、(3)「Sタルコレハ斯々しい」(および、何々でない、然々しない、斯々しくないという消極形)は、あくまでレアール・イデアールな成態たる事象であるが、しかし、<「SハPナリ(ナラズ)」というコト>、この「事象的成態」はイデアールである。われわれは事象と命題とを区別し、事象的事態と狭義の命題的事態とを区別する者ではあるが、<「SハPナリ(ナラズ)」というコト>という事態に定位するかぎり、事象的事態をも広義の「命題的事態」のうちに算入する。」 312-3P

(小さなポイントの但し書き)「(ここで敢て註記しておけば、われわれの謂う「事(「こと」のルビ)」と「事態」とは区別されねばならない。次篇で論考する通り、「事」は原基的な構造であり、「事象」よりも基礎的である。それに対して、「事態」すなわち<……というコト>は、事象に定位してはじめて存立しうる第三次的・第四次的な形象たるにすぎない。このさい、「事象」すなわち事実・事件・事況が「コレハ何時何処で現に何々・然々・斯々」という在り方で時間・空間的であるのに対して、「事態」はイルレアールな意味形象としての事象の時・空的規定性を免れているという相違性をも銘記しておきたい。詳しくは、次篇第二章第一節で論考する。尚、本書の行文中、これまでは「事実」および「事態」という詞を常識的に用いてきたが、以下ではこれら両語を術語的に用いる。)」 313P

(対話①)「ところで、日常的な判断意識、わけでも概念思考的判断の覚識においては、直截的な対境的与件の相で「事態」が覚識される。雪ハ白イということ、地球ハ丸イこと、三角形ノ内角ノ和ハ二直角デアルこと、酒ハウマイこと、このような事態が客観的な対境をなすように思念される。——「事態」は、とかく、対象的な相で現識され、認識としての「判断」とは区別して覚識される。尤も、“客観的”な命題的事態と“主観的”な判断的成態とは必ずしも別々に“離在的相で”泛かぶわけではない。あまつさえ、“客観的事態”も、言語的に表現しようとするれば、同じく「SハPナリ(ナラズ)」「何々ハ云々デアル(デナイ)」という命題の形でしか言い表わしようがない。それにもかかわらず、「何々ハ云々」という命題的成態は、一方では“主観的判断”の相で覚識され、他方では“客観的事態”の相で覚識される。客観的な事態と主観的な判断とは区別して意識されるだけでなく、まさに両者の関係に即して判断的次元での「認識」ということが省察的に主題化される。——

そして、命題的事態は客観的に存立する事態として固有の階統的秩序を形成しているように思念される。判断成態「SハPナリ」は「Sハ××への反照関係においてPナリ」という構制を即自的に含意し、Pの上位概念との反照的同類性、Pの同位概念との反照的別種性即自的に含意するが、この含意を対自化しつつ、命題的事態の両立性・非両立性が位階的に階統づけられる。また「凡ソSハPナリ」であれば「或ルSハPナリ」であること、等々、命題的事態の量的規定関係が整序される。さらには、命題的事態が「概念」の秩序体系と反照されて、「 S_1 ハ P_1 ナリ」と、 S_1 の下位概念 S_0 を主辞とする命題的事態や P_1 の上位概念 P_2 を賓辞とする命題的事態との関係、等々が階統的に秩序づけられる。」313-4P (対話②)「自体的・対境的に存立するものと思念され、階統的に秩序づけられるのは、積極的な(肯定形の)事態だけとは限られない。雪ハ白イこと、地球ハ自公転スルこと、三角形ノ内角ノ和ハ二直角デアルこと、……これら積極型・肯定形の事態と並んで、雪ハ黒クナイこと、地球ハ静止シテイナイこと、三角形ノ内角ノ和ハ四直角デハナイこと、……このような消極型・否定形の事態も同様に存立するのではないか。積極的な事態にしか客観的な存立性を認めない立場もありうるにせよ、正・負の事態を同格的に認めるほうがナチュラルというものであろう。そこで、命題的事態の自体的存立性を思念する論者たちは、積極的・肯定的な正事態と消極的・否定的な負事態との同位・同格的な存立性を認めようとする。(われわれの見地から言えば、命題的事態なるものはそもそも判断成態の意味が自存視されたものであり、命題的事態の積極性・消極性は判断的措定における肯定・否定が事態に“内自化”されたものであり、命題的事態の自体的存立性ということは“物象化”的錯認である。この間の事情については[次章]において立帰って論及することにして、ここでは暫く、事態を自存視する論者たちの思念に沿って追跡しておこう。)」314-5P

(小さなポイントの但し書き)「論者たちにあっては、肯定性および否定性は、判断的措定に先立って、自体的に既存する客観的事態の構造であると見做される。すなわち、肯定・否定の判断的能作に先立って、客観的事態そのものの内的契機として、肯定性・否定性の構造が存立するものとされる。この見地においては、判断の真・偽という問題は次のように処理される。(因みに、正・負の事態の同位的な存立性を認めるこの見地は、日本人の日常的意識には適っていても、ヨーロッパ人のそれには適っていない。ヨーロッパ人の日常的においては、正が主位、負は従位というよりも、負の事態は正の事態に否定が累加されたと思念されている。この点で相違があるため、「イエス」「ノー」の使い方に彼我の差異を生ずる。が、ここでは幸い、日本語式になる。)肯定的事態(例えば雪ハ白イ)であれ、否定的事態(雪ハ黒クナイ)であれ、ともかく客観的に存立する事態を追認的に肯定・承認する判断は真であり、逆に、肯定的事態であれ否定的事態であれ、客観的に存立する事態を否定・拒斥する判断する偽である。このさい、例えば雪ハ白イということ、この一つの肯定的事態に対して、雪ハ黒クナイこと、赤クナイこと、青クナイこと、……という無数の否定的事態が客観的に存立し、非対称性と無限性を生ずるが、このこと自身は決して致命的な難点とは言えない。此説の場合、肯定・否定と真理・虚偽とがそのまま対応し、この点でエレガントな理説である。しかしながら、それは論者たちが「客観的」事態というとき、雪ハ黒イとか、三角形ハ円イとか、この種の“事態”をはじめから排却し、判断的措定における肯定・承認と否定・拒斥が、それぞれ真理と虚偽とに対応するように論件先取を犯

しているかぎりでのことにすぎない。事態が判断主観の認識行為から独立にそれ自身で対象的に(この意味で“客観的”)に存立するという思念においては、雪ハ黒イということ、三角形は丸イということ、このたぐいの“命題的事態”を顛から斥けてしまう謂われはない。」

315-6P

(対話③)「命題的事態が自体的に(つまり、判断的能作から独立に)存立すると思念する論者たちは、論件先取に通ずる不当な制限を撤廃して、ここで、命題的事態としての形式的要件を充たしているかぎり、「SハPナリ」「SハPナラズ」という形の(コト)をすべて自体的に存立するものと認める仕儀になる。事態が判断の対境的与件として“判断行為に先立って”存立するということと、それが真なる事態であるか偽なる事態であるか、それが真実であるか虚偽であるか、この真偽価値性とは別である。事態の対境的存立性は、自体的存立説の立場からすれば、真偽の判定とは別途に、真偽の判定に先立って、認められてしかるべきである。」 315-6P

(小さなポイントの但し書き)「——こうして、「何々ハ云々デアルというコト」「何々ハ云々デナイというコト」の一切を以って自存的に存立する「事態」として認めるに至った場合、もはや、肯定・否定と真理・虚偽との直接的な対応というエレガンスは維持できず、判断の真・偽は別様に処理する必要が生ずる。今や、雪ハ黒イということ、三角形ハ円デアルということ、太陽ガ地球ノ周リヲ廻ルこと、このたぐいをも含めて一切の命題的事態が判断的措定に先立って自存的に存立すると見做されるに至っている次第であるが、茲に、事態の正・負だけでなく、真・偽をも第一次的には対象的事態そのものに帰属しているものとし、それが第二次的に判断の真偽性をも決定する、と考えることができる。ここでは、「事態」は、真理的事態(Wahrheit an sich 真理自体)と虚偽的事態(Falschheit an sich 虚偽自体)との二種に分類され、判断の真偽性は次のように処理される。すなわち、「命題自体」(Satz an sich)が正・負いずれの形であるにせよ、真理的自体(例えば、雪ハ白イこと、雪ハ黒クナイこと)を日本語式に言って、肯定的に承認する判断、および、虚偽的事態(雪ハ黒イこと、雪ハ白クナイこと)を日本語式に言って、否定的に拒斥する判断が真であり、逆に、真理的事態を否定的に拒斥する判断、および、虚偽的事態を肯定的に承認する判断が偽である、云々。(このさい、肯定的承認・否定的拒斥といっても、判断的作用としてはさして強くない。それらは、謂うなれば“アンダーラインを引くこと”“抹消棒線を引くこと”になぞらえることもできよう)。此説は、こうして、それなりの仕方判断的認識の真偽性を判別的に説きうるが、しかし、ここには重大な先決問題がある。それは、真理的事態および虚偽的事態の種別を伴う原措定、そこにおける対象的真偽性の基準である。この基準を明示して、一体なぜ雪ハ白イことは真理的事態であり、一体なぜ雪ハ黒イことは虚偽的事態であるのか、これを説明できなければ自体的説は認識論的に無効である。このさい、真理的事態と虚偽的事態とが分立する地平の奥に、根源的な“真理的存在”とやらを想定し、模写説流の方式でそれを“原像”と称しようと、また、構成説流の方式でそれを先験的構成の所産と称しようと、議論は循環に陥るばかりである。」 316P

(対話④)「命名的事態を以って自体的に存立するものと思念するとき、こうして困難に陥る。そこで、省みて、虚偽的事態の存立を認めたのが失当の因と悔いて、真理的事態だけを認めようと試みても、遡っては、負的事態の存立を認めたのが失当の因と悔いて、正的事態

だけを認めようと試みても、“正と負”“真と偽”はそれぞれ相補的であるし、虚偽的事態を排除して(虚偽的“事態”は単なる主観的成態にすぎないと貶しつつ)真理的事態だけを残そうと企てても、真・偽の撰別基準こそがまさに問題なのであるから、所詮は徒為に終る。事態の存立性を主張する以上は、正負・真偽を問わず、一切の事態の存立性を一たんは容認するのが整合的というものであろう。命題的事態が個々の判断的能作に先立って、判断的な肯・否の態度決定の対境的与件として存立するという思念は、慥かに、日常的覚識を追認したものであり、決して謂われなしとしないのであるが、この自体的存立観は、事態の積極性・消極性の分立する機制、および、事態の真理性・虚偽性の分立する機制、これを究明しえなにかぎり、臆見たるにすぎない。——われわれは、今や、命題的事態の自体的存立という臆見・錯認が如何にして成立するのか、この“物象化”的錯視の秘密をも解明しつつ、命題的事態の積極性・消極性ならびに真理性・虚偽性が分立する機制を究明し、自体的に存立すると思念される命題的事態の階統的秩序体系にわれわれの立場から所を得せしめなければならない。」317P

(編集後記)

◆月二を定着させています。「継続は力なり」という標語があります。「力」概念自体にも対話をしかけているのですが、運動の有効性は必要なもので、そういう意味で、きちんと発刊は続けて行きます。

◆巻頭言は、コモンという課題、最近の左派・リベラルでトピックになっていること。わたしはこれを個人個人がもっている「能力」ということもコモンである、というところまで踏み込んでいます。読書メモで連載している[廣松ノート]にリンクし廣松共同主観性論の援用になるのです。まだまだきちんと展開し得ていないのですが、追々展開していきます。

◆読書メモは『存在と意味』の6回目。ここまで1章分まとめて掲載です。次回からは節ごとでまとめます。2節分まとめることがあるかもしれませんが、間に他の読書メモも挟みます。『存在と意味』の再読のメモ取りは、第三篇第三章、に入っています、すなわち第一巻の最終章に入っています。なんとか第一巻までは終わりそうです。尤も、これは未完の書なので、どちらにしても不全感のまま終わらざるを得ないのですが、廣松理論をなんとか継承されることの一助になりたいと思っていますので、闇のままです。

◆京都のALS囑託殺人事件の講演会に参加しました。亡くなった当事者が生きようとしていた動きが出ていた矢先に、「医者」との出会いが生じ、死へ誘われた・墮とされたという事実が出ていました。浮き上がろうとしているところで、手を掴み損ねたというような状況を想起しました。国民民主の党首からの安楽死発言なども出ています。わたしは親族や友人の四人の臨終に付き添うところで、ここ十数年前から「医療機関」「高齢者福祉施設」の利用の際に家族に「延命処置をしますか」と訊くことが常態化しているところや死への誘いをみていました。それは医療・施設の存在の否定なのですが、どうしてそんなことになっているのか、きちんとおさえ批判していく必要を感じています。

反障害—反差別研究会

■会の方針

「障害学において、「障害とは何か」という突き詰めがなされないまま、議論の煮詰めもなされないままでした。そこから起きる混乱が、「障害者運動」の方向性を見出していく作業を妨げていました。イギリス障害学が障害の医学モデルから「社会モデル」への転換をなそうとしました。しかし、もう一段掘り下げた作業をなしえぬまま、医学モデルへの舞い戻りという事態が起きているようです。また、各国で差別禁止法とか「解消法」が作られています。そこでのモデルは結局医学モデルでしかない状態です。この「会」でやろうとしている議論・研究は、障害問題を解決していくための「障害者運動」のための理論形成の作業です。「会」としては「社会モデル」から更に、関係モデルへの転換を提起しています。実は、日本の「障害者」の間では、既にこの議論を先取りするような議論もなされていました。そのことが整理されないままになっています。改めてそれらのこともとらえ返ししながら、議論をすすめて行きたいとも思っています。また、障害と差別はかなり重なる概念です。他の反差別運動の中での議論や認識論的議論も織り込みながら、議論を進め理論形成していきます。そして、「差別はなくなる」とか「社会の基本構造は変わらない」という意識が、今のこの社会を覆っていきます。そういう中で、今の社会の枠組みに限定した議論になっていき、そのことが論の深化を妨げる事態も生じています。だから、過去の社会を変えようという運動の総括も必要になっています。そのことにも、差別ということをキー概念としながら議論・深化していきたいと考えています。(文責 三村)

■連絡・アクセス先

E メール hiro3.ads@ac.auone-net.jp (三村洋明)

反障害—反差別研究会 HP アドレス <http://www.taica.info/>

「反障害通信」一覧 <http://www.taica.info/kh.html>

反差別資料室 C <https://hiro3ads6.wixsite.com/adsshr-3>

ブログ「対話を求めて」 <http://hiroads.seesaa.net/>

反差別資料室 A <https://hiro3ads6.wixsite.com/adshr1>